

令和 7 年 2 月 盛岡広域環境組合議会定例会会議録

議事日程（第 1 号）

令和 7 年 2 月 7 日（金） 午後 1 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 一般質問
- 第 4 発議案第 1 号 盛岡広域環境組合議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第 1 号 令和 6 年度盛岡広域環境組合一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 6 議案第 2 号 令和 7 年度盛岡広域環境組合一般会計予算
- 第 7 議案第 3 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 第 8 議案第 4 号 盛岡広域環境組合新ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会条例について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（19名）

1 番	野 中 靖 志 君	2 番	田 山 俊 悦 君
3 番	豊 村 徹 也 君	4 番	村 田 芳 三 君
5 番	庄 子 春 治 君	6 番	関 治 人 君
7 番	高 橋 悦 郎 君	8 番	柳 橋 好 子 君
9 番	藤 原 治 君	11 番	堂 前 義 信 君
12 番	山 崎 留美子 君	13 番	山 崎 邦 廣 君
14 番	高 宮 一 明 君	15 番	松 山 宗 治 君
16 番	田 中 二 郎 君	17 番	橋 浦 栄 一 君
18 番	及 川 ひとみ 君	19 番	谷 上 知 子 君
20 番	小 川 文 子 君		

欠席議員（1名）

10 番	日 向 裕 子 君
------	-----------

説明のために出席した者

管理者（盛岡市長）	内 舘 茂 君
副管理者（八幡平市長）	佐々木 孝 弘 君
副管理者（滝沢市長）	武 田 哲 君
副管理者（雫石町長）	猿 子 恵 久 君
副管理者（岩手町長）	佐々木 光 司 君
副管理者（紫波町長）	熊 谷 泉 君
副管理者（矢巾町長）	高 橋 昌 造 君
副管理者（盛岡市副市長）	中 村 一 郎 君
会計管理者（盛岡市会計管理者）	長 澤 晋 君
事務局長（盛岡市環境部長）	森 田 晋 君
事務局次長（盛岡市環境部次長）	小 林 敬 君
参事兼総務課長	菊 池 与志和 君
施設課長	藤 原 司 君

職務のために議場に参加した者

書記長

菊池与志和

書記

中村晴光

書記

中嶋亮

書記

小笠原健介

書記

田村修一

書記

藤原成章

書記

金野修

会議内容

午後1時 開 会

◎議長（村田芳三君） これより令和7年2月盛岡広域環境組合議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は19名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。これより本日の会議を開きます。

最初に、諸般の報告をいたします。監査委員から例月現金出納検査の結果報告が4件あり、お手元に資料を配付してありますので、御了承願います。

これより本日の議事日程の報告に入ります。本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号により進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、議長において、11番堂前義信議員、12番山崎留美子議員の2名を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◎議長（村田芳三君） 異議なしと認めます。

よって、会期は1日と決定しました。

この際、今期定例会の招集に当たり、盛岡広域環境組合管理者から御挨拶があります。

◎管理者（内舘茂君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 内舘管理者。

◎管理者（内舘茂君） 御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、御多用のところ、御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

令和6年度は、施設整備基本計画の策定、環境影響評価等を進めており、新焼却施設の施設規模の見直しを含め、様々な検討を行ってきているところであります。引き続き、経済性、効率性に優れた廃棄物処理体制を構築するとともに、カーボンニュートラル社会に寄与を目指し、各般の事業を進めてまいりますので、議員の皆様の一層の御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

結びに、本定例会に提案申し上げております議案につきましては、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げ、挨拶いたします。

◎議長（村田芳三君） 日程第3、一般質問を行います。

質問を許します。3番豊村徹也議員。

◎3番（豊村徹也君） 盛岡市議会議員の豊村でございます。よろしくお願いいたします。私のところに、管内の住民の方々からいろいろなごみ処理広域化計画における問題点について声が寄せられておりますので、議員として住民の代弁をする立場として、以下8項目について質問いたします。

まず、1項目め、なぜごみ広域化計画が進められてきたのかについて4点ほど伺います。1、人口減少、財政規模の縮小、焼却設備老朽化の問題があり、1か所で処理したほうが建設費、維持費が安くなるのか。

2、施設を1か所にすることで、ダイオキシン対策ができるのか。

3、広域化しなければ、国の補助対象にならないのか。

4、国の政策だから、やらなければならないのか。

以上、4点について御所見を伺います。

次の項目、広域化計画の根拠への疑問についてであります。4点伺います。

1、広域化、非広域化の場合の補助金の比較が必要ではないか。

2、北部ブロック、県南ブロックでは、収集運搬の非効率性を理由に広域化が進んでいないのではないか。

3、ごみ減量の根拠が明らかにされていないのではないか。

4、広域化では、ごみ減量、資源化が進まない懸念があるか、どうか。

以上、4点について御所見を伺います。

次の項目、焼却炉の規模について伺います。これは5点伺います。1、施設規模の根拠は、構成自治体からの減量推計値の集計であり、説得性がないのではないか。

2、令和27年度には大幅にごみ量が減少し、過大な炉になるのではないか。この件につきましては、質問通告期限が1月16日だったものですから、その後1月22日に整備検討委員会が開かれて、これについてはかなり見直しがされたということですが、通告に従って質問いたします。

3、広域化の問題点は、先行して組合が焼却炉の規模と形式を進めていること

にあるのではないか。

4、構成自治体が可能な限り減量、資源化に取り組み、規模を決めるべき。施設の開業まで7年あり、減量に取り組む期間は十分あるのではないか。

5、既存6か所の施設の耐用年数を同一に考えることはできないのではないか。

以上、5点について御所見を伺います。

次に、4番目の項目、人口減少についてであります。令和14年度の県央ブロック北3自治体の人口減少は、平成27年度比で20%以上、令和27年は50%以上であり、当該自治体で処理方法を検討することが合理的ではないかについて御所見を伺います。

次に、項目5番目ですが、広域からごみ収集する非効率性についてであります。広域からのごみ収集運搬は非効率であり、既存施設も残して3、4か所に集約することも検討する必要があるのではないか、御所見を伺います。

6番目の項目、利用率100%による問題点について2点伺います。1、ごみ処理量が減少すると、設備利用率が低下し、スケールメリット低下が考えられ、焼却炉の焼却量の約62%となる盛岡市の負担額は約20億円増えるのではないか。

2、広域化した場合と盛岡市単独で施設整備した場合、盛岡市単独の場合、約10億円の負担増になるが、焼却施設のスケールメリットと交付金額の差によるのではないか。

以上、2点について御所見を伺います。

7番目の項目です。ごみ焼却施設の耐用年数について3点ほど伺います。1、既存6施設の稼働時間は、1日当たり24時間、1日当たり8時間があり、耐用年数を同じとみなすのは疑問だが、どうか。

2点目、隣接する八幡平市、葛巻町、岩手町では、1日当たり8時間であり、3自治体で処理することが合理的ではないか。

3、全国のごみ焼却施設の中には、40年を超える施設もあり、上屋を残し、焼却炉の部品交換の対応も可能ではないか。

以上、3点について御所見を伺います。

最後の項目であります。事業系ごみの減量は、自治体の主導で可能について2点伺います。1、事業系ごみは、会社、学校、病院等、大きな施設からのごみであり、分別収集、資源化しやすく、自治体の指導で減量は可能。盛岡市や八幡平

市は、分別収集、資源化に後ろ向きではないか。

2、盛岡市は、ごみ処理に年間市民1人当たり約1万1,000円かけており、このままでは今後増加が予想されるのではないか。

以上、8項目について伺いますが、誠意ある御答弁をお願いいたします。

◎管理者（内舘茂君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 内舘管理者。

◎管理者（内舘茂君） 豊村徹也議員の御質問にお答えを申し上げます。

初めに、ごみ処理広域化が進められてきた理由として、1か所で焼却処理したほうが費用が安くなるからかについてであります。盛岡広域8市町は、老朽化が進む圏域の焼却施設の更新に係る財政負担の低減化など、効率的なごみ処理体制の確立を目的として、平成27年に県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想を策定いたしました。

この構想では、既存6施設を1施設に集約化して整備することにより、6施設をそれぞれに整備する場合よりも、8市町の負担額が26%低くなると試算をしております。以後1施設集約化に向けて取り組んでいるものであります。

次に、ダイオキシン対策についてですが、現在策定を進めている施設整備基本計画において、周辺環境の保全等、安全、安心に配慮した施設とすることを基本方針の一つに位置づけており、施設整備検討委員会では排ガスの自主規制値として、ダイオキシン類について法令の基準値や盛岡市クリーンセンターの自主規制値である0.1ナノグラムTEQパーノルマル立方メートルより低い0.05ナノグラムとすることとして検討を進めております。周辺環境に配慮した施設を目指しているものであります。

次に、国の補助の適用につきましては、循環型社会形成推進交付金は、市町村が循環型社会形成推進地域計画に位置づけて実施する廃棄物処理施設の整備事業等に対して交付をされており、広域化、集約化を行わない整備についても地域計画において、将来的に広域化、集約化を目指し、検討することとして位置づけている事業に対し、交付金が交付された事例もあると承知をしております。

次に、国の政策だから集約化するのかにつきましては、国は令和6年8月に策定された第5次循環型社会形成推進計画において、人口減少、少子高齢化の進行を踏まえ、持続可能な適正処理の確保、脱炭素化の推進のため、2050年頃までを

見据えたさらなる広域化、集約化の取組を進めることが重要としており、引き続きごみ処理広域化を推進する方針を示しております。

本圏域においても、このような国の方針、これまで8市町間で重ねてきた協議、検討の結果を踏まえ、新ごみ焼却施設の整備を進めてまいります。

次に、人口減少に伴う収集運搬体制についてであります。八幡平市、葛巻町、岩手町からのごみの収集運搬については、新施設までの収集運搬距離の延伸に対応するため、八幡平市と葛巻町に収集運搬中継施設を整備することで、住民の利便、収集運搬の効率性の確保を図る方針としているものであります。

今後は、中継施設に関する構想の策定を通じて、中継施設整備の工程、施設の規模、処理方式などの具体的な検討を進めてまいりたいと、そう考えております。

その他のお尋ねにつきましては、事務局長からお答えを申し上げます。

◎事務局長（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局長。

◎事務局長（森田晋君） 1施設集約と6施設を建て替える場合の交付金の比較についてであります。循環型社会形成推進交付金では、高効率なエネルギー回収に必要な設備の導入に係る経費に対し、高い交付率が適用される制度となっております。

6施設を建て替える場合には、規模が小さいごみ焼却施設において発電設備の設置ができないなど、エネルギー回収が困難になることが見込まれており、1施設に集約して整備することにより、効率的なエネルギー回収が図られ、国の交付金においても高い交付率の適用を受けることが可能となるものであります。

次に、県北、県南ブロックの広域化につきましては、おのこのの一部事務組合等の循環型社会形成推進地域計画において、広域処理の検討を進める方向は示されているものと捉えておりますし、当ブロックにおきましても収集運搬距離の延伸への対応が必要となるケースがあり、具体的な対応といたしまして、八幡平市と葛巻町に収集運搬中継施設を整備し、効率性確保に努めることとしているものであります。

次に、ごみ減量率の根拠につきましては、構成市町においてそれぞれの減量目標の達成に向け、取り組んでおりますが、改めて構成市町が直近のごみの排出量の実績に基づいて推計した将来ごみ排出量を組合において取りまとめ、圏域にお

ける将来排出予測として位置づけているものであります。

次に、広域化の下では、ごみ減量資源化が進まない懸念があることにつきましては、県央ブロックごみ処理広域化の推進に関する協定において、現在関係市町が実施している分別収集、資源化の取組については、新施設の稼働後も原則として継続すること、また製品プラスチック類の分別収集、資源化についても、新ごみ焼却施設の稼働までに関係市町の全域で実施することとしております。

3 Rの推進については、各市町が主体となり、住民の皆様とともに地域の実情に応じた施策を展開することとしておりますが、引き続き協定に基づく8市町間での協議、調整を継続してまいりたいと考えております。

次に、施設規模の根拠についてであります。施設規模は全国都市清掃会議が技術的見地から取りまとめておりますごみ処理施設の整備計画・設計要領におきまして、ごみ処理量に対して適正なものとする必要があるとされており、また計画目標年次におけるごみの発生量及び処理量は、将来人口並びに排出抑制及び集団回収等によるごみ減量効果等を的確に見込んで予測するとされておりますことから、各市町の一般廃棄物処理計画におけるごみ減量施策等の効果を反映した将来のごみ排出量の推計値に基づくとともに、最新の排出動向を反映した上で、適切な計画処理量を算定しているものであります。

次に、2045年、令和27年には大幅にごみ量が減少し、過大な炉になるのではないかとしましては、人口減少が見込まれる中においては、新施設の稼働初年度が最も稼働率が高くなり、年数の経過により稼働率が低下することは避けられないものであります。

そのようなことも踏まえまして、令和7年1月22日に開催いたしました第7回施設整備検討委員会において、施設規模の適正化を図るため、これまで1日当たり438トンとしておりました施設規模を378トンに変更する案が了承され、施設整備基本計画に反映することとしているものであります。

次に、先行して焼却炉の規模と形式を進めていることにつきましては、施設規模の算定根拠となる計画目標年次におけるごみの発生量及び処理量は、各市町において将来の人口推計やごみ減量施策の効果等を見込んだ上で、最新の排出動向を反映しながら推計した将来排出予測を基に、組合において取りまとめて算定しております。

また、処理方式は、周辺環境の保全や安定稼働の確保、エネルギーの有効活用、経済性や効率性などの観点から、施設整備検討委員会における審議検討を経て、ストーカ式焼却方式、シャフト炉式ガス化溶融方式、流動床式ガス化溶融方式、以上の3方式を選考しているものであり、構成市町と協議、調整を行いながら、有識者の皆様の知見を得た上で検討を進めているものであります。

次に、構成自治体が可能な限り減量、資源化に取り組んだ上で規模を決めるべきにつきましては、新ごみ焼却施設は令和14年度の施設稼働を目指しており、令和8年度に予定している入札公告において、施設規模を含む発注仕様を示す必要があることから、それに向けた施設規模の精査を進めてきているものであります。

なお、入札公告までの間にさらなるごみ減量の見通し等があれば速やかに反映し、適正な施設規模への見直し等の対応が取れるように、引き続き構成市町と連携を密にしながら施設整備を進めてまいります。

次に、既存施設の耐用年数を同一に考えることはできないのではないかなについてであります。環境省が実施した全国の自治体が策定した長寿命化計画の内容に関する調査によりますと、施設の延命化工事を行わない場合における施設稼働から更新が必要となるまでの経過年数については、1日に8時間程度の運転を行う施設で24.2年、24時間連続で運転する施設で24.4年とされており、耐用年数に大きな差はないことが示されているものであります。

次に、広域からごみを収集運搬する非効率性についてであります。平成27年に県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想を策定する過程において、既存6施設への建て替え、1施設集約、それぞれの場合における収集運搬を含めた費用の比較を行っており、6施設建て替えの場合と比較して効率性に優れる1施設への集約による施設整備を行う方針としたものであります。

また、新施設までの収集運搬距離が延伸する地域における住民の方々の利便や収集運搬の効率性の確保を図るため、八幡平市と葛巻町に収集運搬中継施設を整備する方針としているものであります。

次に、組合負担金の利用割100%による問題点についてであります。各市町のごみ排出量が減少し、施設での処理量が減少した場合は、維持管理費の低減も期待できるところであり、これは施設を1施設に集約した場合も、既存6施設を建て替えて更新した場合も同様の傾向となることが考えられるものであります。そ

の上におきまして、8市町といたしましては、1施設集約による効率的な運用を選択したものであり、施設稼働後の費用負担割合については、応分の負担の考え方を具体化する方法として、8市町での協議により、利用割100%として定めた経緯がございます。

次に、盛岡市をはじめ、各市町の費用負担額につきましては、1施設に集約化することで、既存6施設を建て替えて整備する場合よりも低減化が見込まれる試算となっております。

なお、6施設建て替えの場合の市町負担額の試算に際しましては、施設整備財源として国の交付金、地方債など、1施設に集約化する場合と同様の特定財源を充てることとして試算を行っているものであります。

施設規模や施設整備単価など、試算条件により数値に変更が生じるものではありますが、1施設集約化は費用負担の低減が図られた効率的なごみ処理体制の確立に資する取組であると考えております。

次に、ごみ焼却施設の耐用年数についてであります。先ほど御答弁申し上げました内容の繰り返しにはなりますが、環境省が実施した調査によりますと、施設の延命化工事を行わない場合における施設の稼働から更新が必要となるまでの経過年数は、1日に8時間程度の運転を行う施設で24.2年、24時間連続で運転する施設で24.4年とされており、耐用年数に大きな差がないことが示されているものであります。

次に、施設の運転時間が短い市町による共同処理につきましては、八幡平市、葛巻町及び岩手町における令和14年度の1日当たりの想定処理量を約30トンと試算しており、この規模で施設整備を行う場合、1施設集約の場合と比較し、処理量に対する施設整備費が割高となることなどにより、3市町の費用負担が大きくなることが見込まれることも踏まえまして、8市町として1施設に集約する方針としているものであります。

次に、焼却炉の部品交換による対応につきましては、既存のごみ焼却施設の建屋を残した上でプラント設備を更新する手法については、工事期間において長期間の施設の停止が見込まれるものであり、停止期間中は他の施設での受入れや民間への処理委託などの代替手段の確保により、ごみ処理を継続する必要がありますが、代替手段の確保には経費や受入先の確保など、当圏域での実施には多くの

課題があるものと考えております。

次に、事業系ごみの減量についてであります。事業系ごみの減量施策は、これまでも各市町の一般廃棄物処理計画に基づき、それぞれの市町の産業構造や地域特性に応じた対策が講じられてきたものであり、今後も各市町の状況を踏まえ、適切な施策展開が図られるべきものと捉えております。

当組合においては、新ごみ焼却施設における搬入ごみの検査による分別不適物に関する指導や事業系ごみ処理手数料の適正化など、8市町の全域に及ぶ事業系ごみの減量や資源化の推進に関する施策について、今後も継続して情報交換を行うなど、構成市町と連携を図りながら対策を講じてまいります。

次に、盛岡市の市民1人当たりのごみ処理経費につきましては、令和5年度で1万2,013円となっており、収集運搬経費、焼却処理や資源化などの中間処理費、埋立処分費などを合わせた総経費を人口で割ることにより算定されております。

自治体のごみ処理は、人口減少の進行などにより、将来的にはさらに非効率化することが見込まれており、このような状況を踏まえ、国においては効率的な施設整備や維持管理コストの削減を図るため、ごみ処理広域化、施設の集約化を推進する方針を示しているものであります。

当組合におきましても、将来にわたり安定したごみの適正処理の確保を目指し、効率的な施設の整備及び運営、維持管理体制の構築に向けて、引き続き取り組んでまいります。

以上です。

◎3番（豊村徹也君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 3番豊村徹也議員。

◎3番（豊村徹也君） 詳細な御回答に感謝を申し上げます。

ちょっと全協のときもお話ししましたが、1日での処理量が大幅に見直しされたわけなのですが、これも減量することをまたしっかりやるというような努力よりも、何か資材高騰という側面があって、逆算したように私はちょっと感じているのですが、いかがですか。

◎事務局長（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局長。

◎事務局長（森田晋君） この施設の規模の見直しに当たっての基本的な考え方

としましては、考え方といいますか、背景といったらいいでしょうか、やはり今社会経済情勢を見ますと、大分建築設備単価が高くなってきているといったようなこともあって、その中で8市町では効率的だと言っている以上は、やはり財政面を十分考慮した上での効率性というものを追求していかなければならないということが背景にありました。

また、もう一つは、やはり各方面からいろいろ御指摘いただいておりますように、まずは3R、これを進めることによって、ごみ等の量を減らし、それによって施設の規模も小さくしていくべきだという、そういう考え方、これはもう本当に当然のことだろうというふうに我々受け止めたところであります。

その上で、8市町において、ではどこまで減量化ができるのかというふうなことからについても、8市町間では真剣な話し合いを行ったところでありますが、その上で例えば盛岡・紫波地区環境施設組合管内であれば、新たに事業系古紙の搬入規制を行うことによって、ごみの減量化を期待する部分であったりとか、また8市町全体で取り組むプラスチックごみ、これを資源化していく、そういったようなことでありますとか、その上において、また減量効果を見据え、さらには直近のところで8市町は計画よりごみが少なくなっている、そういったようなことを総合的に判断させていただいた上で、改めて必要となる施設規模を算定した、その結果が378トンという数字になっていると、そういったような状況です。

以上です。

◎3番（豊村徹也君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 3番豊村徹也議員。

◎3番（豊村徹也君） 438トンを60トン減らして378トンにしたというのは、これはかなり私は前進したのではないかなというふうにも思うのですが、一方いわゆる資材価格の高騰等については、ここでとどまるものではないというふうに私は思っているのです。そうすると、さらに資材価格が高騰していくと、これまた処理量をいや応なく減らさざるを得ないと、こういうことですか。ちょっと嫌みな質問なのですが、いかがですか。

◎事務局長（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局長。

◎事務局長（森田晋君） 今後も資材単価高騰は続いていく懸念があるというこ

とは、私ども事務局でも警戒してはいるところであります。その上においてですけれども、答弁の中でも申し上げましたように、現在の6施設をそのまま継続していく場合においても、また1施設に集約させる場合においても、資材の高騰というのは、やはりこれはどちらにしても影響を受けることになる。

その中で、相対的にと言ったらいいのでしょうか、ではその中で何が最善なのかというふうなことを考えたときには、やはり1施設に集約化、スケールメリットを最大限に生かし、それで8市町それぞれの負担を下げていくということが、これが求められているのではないかという、そういう考え、これを貫いたところであります。

いずれにしても、資材費が高くなった都度、施設規模を小さくしていくということでは、これはもう切りがありませんし、果たしてそれが市町村に求められている適切処理の在り方として、本当にこれが正しいのかどうかということは、いま一度議論しなければいけないところだろうと思っております。今時点で必要な378トン、まずはこれを確実に進めていくということが、それが可能なのかなというふうに捉えているところであります。

以上です。

◎3番（豊村徹也君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 3番豊村徹也議員。

◎3番（豊村徹也君） 今回60トン減らしたというのは、非常に私は努力かなりされたのだというふうに思ったりして、そこは評価しております。

それで、いわゆる8市町の負担額、これを1か所に集約すると、6施設を1か所に集約すると、回答では26%低くなると、こういうような御回答なのですけれども、これはあくまで整備費だけの話ですよね。いわゆる中継施設だとか運搬費用とかというようなものを加味しての1か所集約と既存の6、あるいは3つくらいでいいのではないかというようなのも言っているわけですよね、市民の方々は。この辺の比較というのは、まだ今の段階ではされていないということでしょうか。

◎事務局長（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局長。

◎事務局長（森田晋君） 試算、378にして、それで大体どのくらいの費用が発生し、それぞれどのような財源を活用することになり、そしてその足りない部分と

いいですか、それ以外の部分は一般財源、各市町の負担額ということになるわけでありまして、その部分についての算定は、今事務局の中で進めてきているところであります。

先ほど議員からもお話がありました26%、これは平成27年度県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想において、1施設の場合と6施設の場合とを比較した場合の費用の負担軽減効果といたらいいでしょうか、そういったようなことがありました。これまで例えば438トン、そういったようなそれぞれの場面で1施設集約化と6施設建て替えの場合の経費比較というのもしてきておりますし、その中でもやはり各市町の負担、市町負担額、これは基本構想で言っていた26%、大体これにトントン程度の削減効果があるのではないかというふうに試算をした経緯、経過がございます。378톤の場合はどうなのかということについては、今進めているところでもありますので、試算が完了次第、お示ししてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

◎3番（豊村徹也君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 3番豊村徹也議員。

◎3番（豊村徹也君） いろいろ聞きたいことはいっぱいあるのですが、残時間が7分あるから、粘る気はありませんので、今日のところは。

あと1点だけ、ちょっと素人目でよく分からないなというのは、いわゆる8時間稼働と24時間稼働で耐用年数にほとんど差がないというデータなのですか。これは要は8時間稼働の場合の建設の仕方と、24時間フルタイム稼働するときの建設の仕方が違うということなのですか。それとも、こういった焼却炉みたいなものは、休みなしに稼働させていたほうがもつということなのですか。ちょっと私、この辺「えっ」というふうに思ったのですが、これは環境省がかなりのデータを分析した上で出しているものなのですか。ちょっとこれは、私「えっ」というふうに思ったので、あくまで素人の疑問なのですが、いかがですか。

◎事務局長（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局長。

◎事務局長（森田晋君） この環境省の調査対象の施設は、全部で120施設ほどだ

ということのようであります。連続稼働の場合と 8 時間稼働、あるいは 16 時間稼働の施設もありますけれども、そういった施設、これは設計の際に、最初からもう 24 時間連続運転の場合の施設としての設計と、あと 8 時間、16 時間の場合の施設の設計というふうなことで、それぞれ建設条件といいますか、整備条件が異なっているわけでありまして、やはりその施設の耐久性などについては、それぞれの運転条件に合わせた設計がなされるというふうなことなのだろうと、この結果を見て私は受け止めたところであります。

実際のところは、もう少し分析をしてみないと何とも言えないだろうと思いますけれども、例えば 8 時間稼働だからすぐに不具合が出てしまうとか、そういうことではないのだろうなと思いますし、24 時間で施設に負荷がかかるから、だから故障というか、そういうものが頻発するのかという、そういうことではないのだろうと思います。いずれそれぞれの運転状況、処理状況に合わせて、標準といたらいいでしょうか、ちゃんと耐久性のある施設が建設されて、運転されていることによって、大体双方同程度の耐用年数になってきているのかなというふうに受け止めているところであります。

以上です。

◎議長（村田芳三君） 以上で豊村徹也議員の質問を終わります。

次に、9 番藤原治議員。

◎9 番（藤原治君） 私は、今回で多分 3 回目になると思うのですが、これまで広域の議員となりまして、一般質問をさせていただきました。それは、ごみ処理の基本は収集から運搬までであるということ、そして焼却灰等、灰の処理まで市町村が責任を持つことであるというふうに私は認識しております。先ほどの一般質問の中でも、経費的な優位から広域の 1 施設化が始まったものと認識しておりますし、その経費が削減されるから、今こういった組合を設立しているということについて、大いに今でも賛成をしているところです。

しかしながら、これまでも最終処分場について、まだその方向性が定まっていないわけですが、広域で責任を持つべきではないかという信念というか、一心でこれまで質問をしてきました。まだ方向性が出ていないのしょうけれども、これまでの答弁の中では、県外排出、民間委託というところが出てきております。私は、それについては疑問ですし、反対的な立場を取ってこれまで指摘し

てきました。今回、以下の2点について伺います。

まずは、焼却灰等の発生量についてです。この案件については、これまでも議論したように、施設の決定に当たり、焼却灰の発生量というのは重要な要素と捉えております。昨年10月23日の組合議会の一般質問で、焼却方式別による具体的な発生量、主灰、飛灰、不燃残渣等についてお尋ねしたのですが、現在データを持ち合わせていないとの答弁があつて、その点示されませんでした。

前回の答弁では、盛岡市議会6月定例会、昨年示した焼却灰は、盛岡市が把握できる処理実績との答弁でしたが、ここは組合です。広域としては、他市の実績も踏まえてお答えできるのではないかと考えております。

また、10月7日の施設整備検討委員会においては、発生見込み量も含めた各業者からのデータを収集し、第三次選考を行ったものだと思います。それらの発生量の違いについても伺います。

2点目です。既設の最終処分場の共同利用及び将来的な最終処分場について伺います。この案件も、同じく前回の組合議会の一般質問でも質問した内容ですが、早々に結論は出ない案件とは思いますが、現時点それぞれの検討状況について伺います。

また、この件については望ましいという答弁もあり、共有しているものとは思いますが、進めていくに当たり、それぞれのメリット、デメリット及び障害となっている課題についてどのように捉えているのか伺います。

◎管理者（内舘茂君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 内舘管理者。

◎管理者（内舘茂君） 藤原治議員の御質問にお答えを申し上げます。

初めに、最終処分場の共同利用、将来的な最終処分場に係る検討状況についてであります。最終処分体制については各市町及び圏域の一部事務組合で構成をいたします県央ブロックごみ処理体制検討協議会において協議、検討を進めているところであり、焼却残渣や不燃残渣について、新たな最終処分場を整備して埋立処分する場合、民間に資源化处理や埋立処分の委託をする場合に要する費用等の情報を今収集しているところであります。

今後におきましては、残渣の運搬に係る温室効果ガス排出について試算を進め、既設の最終処分場の活用の在り方も含め、様々な指標を用いて比較評価を行い、

圏域における最終処分体制に係る方針を取りまとめてまいりたいと、そう考えております。

既設最終処分場の共同利用、将来的な最終処分場に係るメリット、デメリットや課題につきましては、既設最終処分場での他市町廃棄物の受入れは、資源化や処分の民間委託に要する費用の低減が図られるなどのメリットが考えられますが、残余容量が少ない処分場が多いこと、受入れに当たり、周辺住民との協議、調整に時間を要することが見込まれるなど、様々な課題があるものと捉えております。

また、将来的な最終処分場については、新たに施設を整備することにより、将来にわたり安定したごみ処理体制の構築が図られる、そのメリットがありますが、用地の選定に当たり、地域住民に丁寧に説明をし、理解を得る必要があります、整備の工程を含め、稼働までに多くの期間を要するなどの課題があるものと捉えております。

こうしたことを踏まえ、圏域において実施の可能性が最も高く、最も効率的な最終処分体制の在り方について、引き続き関係市町、組合間での協議検討を進めてまいりたいと思っております。

その他のお尋ねにつきましては、事務局長からお答えを申し上げます。

◎事務局長（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局長。

◎事務局長（森田晋君） 焼却方式別の残渣等の発生量についてであります、県央ブロック内のごみ焼却施設から発生し、埋立処分を行った主灰及び飛灰の量は、令和5年度実績で、焼却方式の施設では盛岡市クリーンセンターは焼却処理量6万3,123トンに対し7,901トン、八幡平市清掃センターは焼却処理量8,980トンに対し990トン、葛巻町清掃センターは焼却処理量956トンに対し217トン、岩手・玉山清掃事業所は焼却処理量5,963トンに対し829トンであり、ガス化熔融方式の施設では、盛岡・紫波地区環境施設組合清掃センターは焼却処理量3万248トンに対し2,151トン、滝沢清掃センターは焼却処理量2万3,054トンに対し805トンと伺っております。

また、不燃残渣については、直接埋立てした廃棄物などを含みますが、埋立処分量は盛岡市リサイクルセンター1,717トン、八幡平市清掃センター317トン、葛巻町清掃センター134トン、岩手・玉山清掃事業所184トン、盛岡・紫波地区環境

組合清掃センター13トン、滝沢清掃センター41トンと伺っております。

施設整備検討委員会で示した焼却残渣の発生見込み量につきましては、令和14年度の焼却処理計画量11万5,386トンに対し、プラントメーカーからの技術情報に基づき、ストーカ式焼却方式については6社平均で焼却灰、飛灰を合わせて約1万2,000トンと見込まれ、またガス化溶融方式については、シャフト炉式と流動床式でそれぞれ1件ずつの技術情報を得ておりますが、2社の平均で溶融飛灰等約3,000トンと見込まれ、施設整備検討委員会ではこれらのことを含め、処理方式についての審議が行われたものであります。

以上であります。

◎9番（藤原治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 9番藤原治議員。

◎9番（藤原治君） 前回までの主灰、飛灰等の焼却残渣について、今改めて資料を数字のほうで示していただき、改めて見てみますと、盛岡市クリーンセンターについては12.5%ぐらいのことだと思います、数字上。そして、当市のほうの焼却施設でいくと3.4%ということで、3.6倍ほどの焼却灰の差があるということは、処理する場合も当然それぐらいかかって、それよりも新たに技術情報というか、新たにメーカーのほうから問い合わせ出てきた新しいもので行きますと、こっちは簡単な計算で、ストーカ方式で1万2,000トン、そしてシャフト、流動式のガス化溶融のほうは3,000トンということで、これだけでまず4倍違うというのが明確というのが分かりました。

これを受けて、やはり最終処分場、要は処理について、今日示された広域のゴミ処理施設基本計画の素案のほうで、組合としての事務区分は、施設の部分は当然ですけれども、設置、運営は当然ですが、本施設から発生する残渣の処理は、当然組合の区分になっております。そのページを見ますと、13ページですが、残渣の適正処分については、本施設から発生する残渣を検討する必要がありますという文言だけにとどまっておりますが、先ほどの答弁の中で言いますと、この中で民間処理をするという文言は当然入っています。これから検討することだと思うのですが、民間処理するとなると、聞いている中でいくと、隣県の秋田県のある処理場まで持っていくということが想定されると思うのですが、そうするとそこだと70キロぐらいはあると私は見たのですけれども、民間施設に処分するこ

とは、今後20年、先ほどの施設の処理というのは24年というのが出ていましたけれども、当然30年、40年と、この広域の施設は持っていくと思うのです。その中で、30年、40年、民間処分のほうで処理できるというお考えなのかどうか、それが可能なのかどうかということについて伺いたいと思います。

◎事務局長（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局長。

◎事務局長（森田晋君） 焼却施設から発生する灰の処理でありますけれども、まず8市町で締結している協定におきましては、焼却施設から発生する灰については、新たな最終処分場が整備されるまでの間は民間委託により資源化、または埋立処分というようなことを確認している事項であります。今議員からは、30年、40年というふうなお話だったかと思いますが、そこまでの想定をしているものではないということだけは、まず申し上げておかなければいけないのかなと思います。

その上におきまして、繰り返しの説明にはなろうかと思いますが、8市町、今体制検討協議会において、どのような最終処分体制が望ましいのかというようなことから、まず一から様々協議をさせていただいているという状況であります。その上において、議員が御説明されておりますように、広域環境組合1施設において、1施設に集約、最終処分場とするべきだということになってくれば、それは組合の事務として組合が所管、所掌しなければいけないことにはなってくるのかなと、そのように想定しているところであります。それ以外に、例えば複数施設を設置するという場合もありますし、また灰を含めた埋立処分については、それぞれの市町の事務という、そういう選択もあるだろうと思います。様々な選択がある中で、どれが一番8市町にとって合理的な方法なのかという、その理屈づけの部分も含めた検討を今行っていると、そういう状況であります。

以上です。

◎9番（藤原治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 9番藤原治議員。

◎9番（藤原治君） 先ほどの答弁でもありましたように、今ある最終処分場に処理したものを持っていくこと自体、住民説明は当然必要でしょうし、ただ広域化した中で、その点について灰には色がついていないので、広域で処理したほう

がいいですよということで持っていくということについては、住民はある程度納得するのではないかと思いますのですが、1つの最終処分場を造るときには、答弁にもありましたように、かなり多くの期間を要すると思います。施設を建てるだけでも数年かかったわけですし、最終処分場を造るにも相当の労力、期間がかかると思いますので、当初から最終処分場、今ある既設の中で処理しながら、そこを延ばしながら最終処分場に持ってくる、民間委託という形のものではなくて、広域のごみは広域の中で処理するという考えで私は進めるべきだと思っております。

ですから、期間がかかるというのでは、早めに議論をしていくのが望ましいのではないのかと思うのです。それをいつまでも施設のほうが優先、優先ということではなくて、最終的に2年間の間で処理施設が決まるのでしょうけれども、聞きたいのは、まずは先ほどの話に戻りますけれども、3.6倍、まず4倍以上の差があるごみの処理について、民間に仮にやる場合にしても、運搬費がかなりかかる、CO₂も出るでしょう。であれば、本当にそこも含めたトータルで考えていくという流れには出ていると思うのですけれども、しっかりした資料を作成し、新たな施設検討委員会ができると思うのですが、そこに処理、民間委託の場合の補償の関係とか、費用とか、最終処分場に係る費用とか、それらもトータルでそれぞれの施設、3つ今絞られたわけですが、しっかり示した資料を示していくべきだと思うのですが、その点について伺います。

◎事務局長（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局長。

◎事務局長（森田晋君） そのとおりだと思うわけであります。やはりこういった最終処分場を整備するというのは、これは言葉で言うのは非常に簡単でありませうけれども、実際には、一般的には例えば7年から8年ぐらいは計画策定から整備までかかるというふうに言われております。ただ、それは場所がもう決まっていればの話でありまして、場所の選定から入っていかなければいけないとなると、もしかしたらごみ焼却施設以上に時間を要するようなこともあるのではないかとと思われるわけであります。

その上におきまして、議員も先ほどお話しされましたように、やはりコスト、あとトータルコスト、これは焼却も含めたトータルコストという意味合いであります。あと、環境、これも焼却を含めた最終処分における環境、あとはその上で

それが実現性があるのかどうなのか。1回できても、それが継続できるのかどうか、継続性、そういったようなことも全部含めて、確実性があるのかどうかということを判断した上で進めていくべきものだろうというふうに認識しているところであります。

ちょっとこの話、非常に抽象的な話で大変申し訳ないのですが、今体制検討協議会の中で、そういったようなところを含めて、繰り返しにはなりますが、まず足元からしっかり固めた議論をしていこうというようなことで、8市町連携して取り組んでいるところでありますので、なるべく早く方針、方向性が示せるように進めてまいりたいと、そのように考えているところであります。

以上です。

◎9番（藤原治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 9番藤原治議員。

◎9番（藤原治君） 話がどんどん前のほうというか、細かいところに行って申し訳ないのですが、今最終処分場の必要性というもののやり取りをしたと思うのですが、その中でもう一つは、その処理方式によって資源化も全く違うと思うのです。要はその3つの方式の中の長所、短所の中で、マル・バツが当然あるわけですが、シャフト式だとスラグを含めたという形で、飛灰しか出ないのですよね。焼却灰はなくて、飛灰しか出ないと。それ以外のところは、100%資源化になるというふうに長所、短所の中で私は理解しているのですけれども、そういった焼却灰の資源化ができる実態、それも当然その資料の中には正確な形で入っていくものだと思うのです。

今回のごみのトン数の変更につきましても、専門委員会で説明して、そこでは了解を得ました。当然誰も議員の中で減ることについて、根拠があれば反対するものではないですし、それほど複雑な中身ではないと思うのです。我々議員のほうにも、そういった形の資料がしっかりと説明というか、資料としてやはり事前に今こういうものですよというものを本当はお示ししてほしいです。もしくは、この間の検討委員会で資料として出されて、どういう結論が出たかというのは、ホームページ上も資料自体がアップされないわけです。

さらに、先ほど言いましたように、一般質問の前に、そっちのほうの前であって、検討委員会を後にやって、こういった重要なものが後から出る。ですから、

さっき言ったような質問のやり取りの違いが出てくると思いますので、議員に対する資料提供も含めて、日程のほう、ちょっと質問からずれますけれども、私はそういうふうな形で、ぜひこの議会の日程等を組んでいただければと思うのですが、その点について、ちょっと通告外かもしれませんが、伺いたいと思います。

◎書記長（菊池与志和君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 菊池書記長。

◎書記長（菊池与志和君） 議会の日程ということであります。恐れ入りますが、議会の日程につきましては、1年くらい前に首長さんなり、各市町の議会の日程なりを伺った上で調整しておりますので、それを前後するというのは、非常にちょっとここは難しいところであります。

ただ一方で、議員さんへの情報提供というふうな部分については、それは重要なことだと思っておりますので、そこはできる中でどういう形でできるのか検討して、できる限りのことはしていくべきなのだろうなというふうなことで考えております。

以上でございます。

◎9番（藤原治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 9番藤原治議員。

◎9番（藤原治君） 今後の検討委員会、新たな検討委員会のほうのスケジュール関係は、次の議題のほうの新年度予算のほうに関わると思います。そこは突っ込みませんが、いずれその検討委員会のほうで新たなものが検討されると思います。その検討の資料について、例えばですけれども、うちの日程とずれた場合でも、資料だけはホームページにアップできると思うし、議員のほうにも送付できると思いますし、検討結果の議事録は当然時間かかると思いますので、決定事項だけでも顛末として、例えば議員に通知するとか、そういった形で、新たな3つの方式に決まった、絞られた中からこういった経緯で資料が出て検討されているのかというのは、やはり議員のほうにも資料を提供いただければと思うのですが、その点を最後にして質問を終わります。

◎事務局長（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局長。

◎事務局長（森田晋君）　ありがとうございます。御指摘いただきましたことを踏まえまして、しっかりと議員の皆様へ情報を提供させて、適時性を持って情報提供させていただくように努めてまいりたいと思います。至らない点があったことについては、おわび申し上げたいと思います。今後改めてまいりたいと思います。

以上であります。

◎議長（村田芳三君）　以上で藤原治議員の質問を終わります。

次に、5番庄子春治議員。

◎5番（庄子春治君）　5番庄子春治でございます。私からは、通告のとおり、箇条書的に御質問を差し上げます。

今までいろいろ議論がありましたし、通告以降、新たな資料等も私たちに示されておりますが、まず最初に通告しましたので、そのことについて伺いたいと思います。

まず、第1点、施設整備計画について伺います。施設整備に関する今後のスケジュールについて詳しくお答えいただきたい。先ほどの説明でも、令和7年度の7月頃、新しい施設の整備、運営、事業者選定委員会を設定するということがありましたけれども、今後のスケジュール、改めて伺いたいと思います。

2つ目に、施設規模の最終的な決定は、いつまでに、どのように決めようとしているか伺いたいと思います。この規模については、当初は、先ほども事務局長のお話ありましたように、500トンから始まって、459トン、438トン、378トンという形で推移してまいりましたけれども、最終的にこれがどのように決まるのか。この間の経過を見れば、私はさらなる縮小というのは可能であるし、縮小に向けて努力をするべきではないかと、この件について伺いたい。

それから、施設整備用地確保のための取組の現状と、この見通しについて伺いたいと思います。

大きな2つ目に、余熱利用施設の整備について、余熱利用施設整備に向けての検討の現状と今後のスケジュールについて伺いたいと思います。これも後の議案に出ますけれども、令和6年度の事業が繰越しされるということになりましたので、その辺の事情も含めて今後のスケジュールをお願いしたいと思います。

大きな3つ目は、ごみ処理体制検討協議会について伺います。先ほど最終処分

場の検討についての質問が行われましたけれども、最終処分場も含めて、いわゆる焼却以外の諸課題について、構成市町及び当組合との間で検討協議会がつくられて検討しております。この検討協議会のこの間の到達と、今後の検討課題について伺いたいと思います。

以上、お願いします。

◎管理者（内舘茂君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 内舘管理者。

◎管理者（内舘茂君） 庄子議員の御質問にお答えを申し上げます。

初めに、新たなごみ焼却施設の整備に関するスケジュールについてであります。現在施設整備基本計画の策定を進めておりまして、令和7年度以降は有識者の知見をいただきながら、新施設の整備及び運営に係る発注仕様の検討、整備、運営を行う事業者の選定を行い、令和8年度末の契約締結に向けて事業を進めていく予定としております。

また、令和5年度から進めています環境影響評価については、事業者の選定と並行して令和8年度中に評価書の取りまとめを行い、都市計画決定の手続を経た上で、令和9年度から施設の設計及び建設工事に着手する予定としているものであります。

施設規模の決定につきましては、現在策定を進めている施設整備基本計画に定める規模に基づいて、新施設の整備及び運営に係る事業者選定を進めていくものであります。事業者選定手続の中で、令和8年1月から4月にかけて予定をしている入札に係る実施方針の公表、入札公告において要求水準や発注仕様として事業者を示す内容が最終的な施設規模になるものであります。

さらなる施設規模の縮小につきましては、令和7年1月22日に開催いたしました第7回施設整備検討委員会において、施設周辺の環境保全への一層の配慮、カーボンニュートラル社会へのさらなる寄与、経済性、効率性に優れた施設の実現の理由により、従来の1日当たり438トンから378トンに変更する案について了承され、施設整備基本計画に反映することとしております。

令和8年に予定をいたします入札公告までの間に、さらなるごみ減量の見直し等があれば速やかに反映し、適正な施設規模への見直し等の対応が取れますよう、引き続き構成市町との連携を密にしながら、施設整備を進めてまいりたいと思っ

ております。

その他のお尋ねにつきましては、事務局長からお答えを申し上げます。

◎事務局長（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局長。

◎事務局長（森田晋君） 施設整備用地の確保についてであります。令和5年度に整備予定地内の用地測量を行っており、現在土地の境界確定を進めているところであります。今後は、令和7年度に不動産鑑定と補償物件調査を行い、その調査結果に基づきまして、令和8年度に地権者との用地取得に係る協議を行っていく予定としております。

次に、余熱利用施設の整備に向けての検討の状況についてであります。令和6年度は新たなごみ焼却施設の規模の見直しなどを行ってきたことにより、廃棄物エネルギー利活用施設に供給可能な熱エネルギーの算定が調わなかったため、施設整備予定地である土淵地域と具体的な協議を進めることができなかったものであります。

今後のスケジュールにつきましては、エネルギー利活用に関する協議を進めていくことについては、土淵地域活動推進協議会から了承をいただいているところであり、今後は地域との協議を行いながら、利活用に関する構想の策定を進め、整備内容や運営の方針等について具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、県央ブロックごみ処理体制検討協議会の到達と今後の検討課題についてであります。検討協議会の規約において、協議事項を不燃、粗大ごみ、資源ごみ等の処理体制の検討、最終処分体制の検討、圏域における一般廃棄物処理の調整としているほか、広域処理に係る連絡調整を行うこととしており、令和6年7月には県央ブロック焼却処理以外の中間処理体制に関する基本方針を策定しております。

今後の検討課題といたしましては、現在協議検討を進めている最終処分体制に関する方針を取りまとめるとともに、県央ブロックごみ処理広域化の推進に関する協定に定める3Rの推進や既存ごみ処理施設の取扱いなどについて、継続して8市町間で調整を図っていく必要があり、これらのことが課題であると捉えているものであります。

以上です。

◎5番（庄子春治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 5番庄子春治議員。

◎5番（庄子春治君） 御答弁ありがとうございます。再質問をさせていただきます。

ただいまの御答弁で、1月22日に開催した第7回検討委員会で、378トンに縮小したと。それについて、3つの要因を述べておられます。御説明もありました。その中で、まず最初に私は財政問題について伺いたいと思います。事業費の見込みについて、この議会の最初の議会における当局の答弁で、令和5年度から令和28年度までのトータル24年間の事業費をストーカで874億6,600万円、溶融炉では81億円ほど高くなって、955億7,300万円と答えていらっしゃいます。現時点で378トンに見直すということですが、そういう中での現時点での試算的には、この874億何がしは、どの程度に見込まれることになるのでしょうか。

◎事務局長（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局長。

◎事務局長（森田晋君） 378トンとした場合の将来の財政計画ということですが、今鋭意事務局内で算定されているところではありますが、その中で今議員からお示しされた金額、これよりは若干高めに推移しているのではないかなというふうに思っております。

建設単価が上がっている部分、それと処理能力を小さくして施設の規模を縮小していく、そこがどのように相殺される部分になるのか、また単価の上昇分がそれを凌駕してしまうのかとか、いろんなポイント、視点があるのだと思いますけれども、そういったようなところを踏まえた試算を行い、また併せて各市町の負担額についてもお示しできるようにしてまいりたいと、そのように考えているところであります。

また、6施設建て替えの場合と1施設集約化の場合のメリットといったことをこれまで繰り返し申し上げてきておりますので、そういったようなところについても細かく御説明できるようにしていかなければならないと、そのように考えているところであります。

以上です。

◎5番（庄子春治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 5番庄子春治議員。

◎5番（庄子春治君） 実は先ほど御紹介した874億云々という数字は、その時点での施設整備単価は、トン当たり5,000万円で計算されているのです。ところが、今回の検討委員会の資料を拝見いたしますというと、最近は9,000万円を超えていると。グラフでいいますと9,800万円、中間として見ると9,500万円です。先ほども議論ありましたように、これはこの間の最近の実績です。これから数年、2、3年かかって発注するという時点では、さらなる資材高騰や人件費増も含めて、1億円というところも想定をしなければならないのではないかという状況ではなかろうかと。そうすると、26年度に設定した基本構想時の5,000万円の倍ですよ、1億円となったら。

実は令和3年度の推進協議会で見直しをされていて、その時点で単価が7,500万円です。1.5倍です。さらに1.5倍、2倍に近くになるという点からいったら、非常にこの面から見ても、先ほど資材高騰があれば、また下げるのかという、規模縮小するのかという議論がありましたけれども、私は逆にこの面からいっても、徹底して絞り込むということが財政面から物すごく要請されるのではないかというふうに思うのです。この点について、どのような見通しをお持ちでしょうか。私は、トン当たり1億円という数字も出てくるのではないかと思いますけれども、どのような御見解でしょうか。

◎事務局長（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局長。

◎事務局長（森田晋君） トン当たりの整備単価の部分であります。施設の規模が小さくなれば、その分やはり整備単価が高くなっていくという部分も算定上は出てまいります。その上におきましてといいますか、ただやはり5,000万円で見えていただくのが、前回ですと6,300万円とか、そういう数字で試算をした経過ございましたけれども、今時点では今議員がおっしゃいましたように、やはり9,000万円超え、そして500トンが378トンになったというふうなことも勘案しますと、1億円ぐらいの単価というふうなことで見込んだ上で試算をしていかなければならないものなのだろうと、そのようには認識しているところであります。

その上において、あとはどこまでそれをミニマムにすることができるかという

ことは、これは組合としてもそうですし、あとこれは8市町の課題でもあるわけであり。その上において、計画ではこのように目標を立てていっているけれども、それをさらに推進していく、もっと一段上の計画というものを目指していくためにはどうすればいいかということを8市町それぞれが考えていかなければならない、真剣に考えていかなければならないと、そういうことなのだろうというふうに思っております。

以上です。

◎5番（庄子春治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 5番庄子春治議員。

◎5番（庄子春治君） 構想策定時から単価が2倍にもなると、これが想定されるということになれば、それは単なる事業費が増えてしまったという問題ではないのだと思うのです。そういった点からいえば、やっぱり根本からこの事業費の面から見直すべきだと。他の市町はよく分かりませんが、盛岡市は管理者である内館市長が令和7年の予算編成に大変苦勞しておられて、マイナス8%のシーリングを出して抑えているわけです。そういう点からいったら、この事業費規模から想定を見れば、さらに抜本的な見直しが必要だろうと、削減に向けてやるべきだろうというふうに思いますがけれども、そういう検討はないのか伺いたいと思います。

◎事務局長（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局長。

◎事務局長（森田晋君） もちろん大規模公共事業であるわけですし、これは将来かなりの負担を残す、負担というのは地方債を発行、財源として活用しますので、その分の償還といったような負担も将来生じてくるといったようなことになるわけですので、そういった将来負担のことも考えれば、事業はなるべくミニマムといいますか、そういう方向に検討はしていかなければならないのだというふうなことは、この間私ども強く認識しながら進めてきているところではあります。

その上で、どこまで縮減することができるのかという部分については、今すぐにはこうすればというふうなことの答えはないわけでありましてけれども、まさにできることからというふうなことであれば、やはりその規模を縮小していく、そのためにはということで3Rを圏域で推進していく、これに尽きるのかなという

ふうになっているところであります。

そのほかにも、例えば施設の管理運営体制を改善といいますか、見直すことによって、経費が縮減される効果が期待できる部分もあろうかと思しますので、そういったようなことを、一つの方法にこだわることなく、様々な事例なども参考しながら、取り入れることができるものは取り入れてというふうなことで進めていければなど、そのように考えるものであります。

以上です。

◎5番（庄子春治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 5番庄子春治議員。

◎5番（庄子春治君） もう一つの側面のカーボンニュートラルへの貢献ということも今回の縮小の判断基準の一つなのだと思います。このカーボンニュートラルの問題について言えば、この間世界的なCO₂削減の目標値も引き上がっているのです。当初2013年比で何%、今では2019年比で60%削減という世界的な目標にされているというふうに、地球沸騰化と言われる中で、これへの貢献というのはさらに努力しなければならないと。

そういう点からいっても、私は燃やす量を徹底的に減らすという、その立場に立ち切るべきだと。その点からいっても、今回の60トンの削減というのは、私はそれはそれとして検討したのだと、市民の声や議会の声も聞いて検討したのだということ自体は評価いたしますけれども、本当にこの3つの要素を真剣に考えるならば、なおさらに徹底的にやれる、そこに向かうべきだと。特にこの間の議論にもあったように、構成8市町のごみ処理の実績を見ますと、全国の平均と比べてもリサイクル率等、非常に遅れた状況になっています。全国の先進から比べても。

そして、盛岡の組成分析の結果ではありますけれども、資源物が燃やされている、生ごみが燃やされている、ここにより徹底して減量する要素があるわけですから、推計ではなくて、きちんとした目標を持って、徹底的な目標を持って、そしてその上で住民にもきちんと理解と協力を求めると、そういう方向に転換すべきではないかというふうに思います。

その点では、去年の2月ですか、3月ですか、策定した当組合の一般廃棄物基本計画、12.5%の減量という見通しを示していますけれども、私はさらに減量す

るポテンシャルがあると。そこに切り込む計画に見直してやるべきではないかというふうに思いますけれども、その点いかがでしょうか。

◎事務局長（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局長。

◎事務局長（森田晋君） 今お話しいただきましたように、例えば盛岡ですと家庭系可燃ごみの中にまだまだ資源化できるものがたくさん含まれている、それを焼却してしまっているという実態があるのはそのとおりでありますので、そういったようなところにまずはメスを入れていかなければならないのだろうなというようなことで、盛岡市環境部内部でも様々議論が交わされてきているというところにはなっております。

やはり3Rといいますか、総量を削減することもそうですし、あとは資源化できるものは資源のほうに誘導していく施策については、非常に大事だろうと思っております。そういったようなことを徹底的にとおっしゃいましたけれども、文字どおり徹底的に住民の協力、市民の協力をいただきながら進めていくことによって、もう一つ、ワンランク上の3Rというものが見えてくるかなというふうにも思うわけであります。

我々そういったようなところ、一步がなかなか出ないところもあるわけですが、住民の方に御理解をいただいて、そういった活動を共に取り組んでいけるように努めてまいりたいと、そのような施策についても分かりやすく皆さんに御説明しながら、そういった施策を進めていけるように努めてまいりたいと、そんなふうに考えます。

以上であります。

◎5番（庄子春治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 5番庄子春治議員。

◎5番（庄子春治君） 再質問ですけれども、私はやっぱり大本になった一般廃棄物処理基本計画、そこでもごみ処理量の見通しについて、これの根本的な見直しが必要だというふうに思います。

なぜかという、各市町で頑張ると。そして、今の現状の推計からやって、令和5年度の推計で大幅にとはいえ、正味のごみ減量で60トンのうち20トンです。あと40トンは、災害廃棄物の処理の見直しで、容量ではなくて、稼働日数を増や

すということによって40トンが減っていきますが、ごみの正味の減量としては20トン、これはやっぱり現状推計があって、各市町で努力されていると。これをさらに努力したら、もっと減ると。さらにもっと目的を持って分別収集、資源化を徹底すれば、さらに減らせる可能性がある。そこも分別収集徹底によるごみ減量の目標を一般廃棄物処理基本計画の中でしっかりと見直して、そして施設整備に進むべきだというふうに思います。その点について、一般廃棄物処理基本計画そのものの見直しについてはどのようなお考えでしょうか。

◎事務局長（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局長。

◎事務局長（森田晋君） 一般廃棄物処理基本計画については、それぞれの市町において定めるということがまず基本になっているところであるわけです。ただ、その上で今議員からお話いただきました分別の徹底、分別収集、これをさらに強化していくのだということは、各市町における一般廃棄物処理計画の大きな視点でもあらうかと思います。そういったようなところを徹底することによって、総量の削減ということだけではなくて、資源率の向上、それが取りも直さず処理施設の縮小化につながるのだというところ、これを計画の中に位置づけていくということはすごく有効であらうというふうに考えてございます。

そうすることによって、組合の一般廃棄物処理計画における減量目標、将来推計といたしますか、そういったような部分もさらに低いものにしていくことができるのだらうと思いますので、その部分につきましては各市町の各担当のほうと今後もしっかり議論していくべきところだらうというふうに思っております。ありがとうございます。

◎5番（庄子春治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 5番庄子春治議員。

◎5番（庄子春治君） 次に、ごみ処理体制検討協議会について伺います。

御答弁によりますと、今後残された課題としては、最終処分体制の検討、それから圏域における一般廃棄物処理の調整というのが大きな柱としては残っているのかなというふうに思いますが、それぞれの課題ごとに、いつ頃までにどのような形でこの結論を得ようとしているのか伺います。

◎施設課長（藤原司君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 藤原施設課長。

◎施設課長（藤原司君） 今検討している協議会の部分になりますけれども、予定としては、まずは3月末を目標として進めているものであります。いずれその中で頑張って検討していくということであります。

以上です。

◎5番（庄子春治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 5番庄子春治議員。

◎5番（庄子春治君） そうすると、この大きな柱の2つは、今年度中にもう大体結論が出るということでしょうか。先ほどの御答弁ですと、最終処分場についてイロハのイから検討しているような話だったから、もう少し時間かかるのかなと思ったのですが、改めて確認のためにお願いします。

◎事務局長（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局長。

◎事務局長（森田晋君） あくまでも今年度中にという強い気持ちでやっているわけですが、今議員からもお話しいただきましたように、どうしても検討に時間を要するところが出てまいります。そうなってくると、今年度中という部分で、やはりどうしても翌年度にその検討を引き継がなければならない部分もあるのかなと思います。そういったようなことも含めまして、スピード勝負ということよりは、その内容をしっかりとというようなことも大事なかなと思いますので、そういったようなところで進めてまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

◎議長（村田芳三君） 以上で庄子春治議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

午後2時34分休憩

午後2時50分再開

◎議長（村田芳三君） 会議を再開します。

18番及川ひとみ議員。

◎18番（及川ひとみ君） 議長から発言の許可をいただきました18番及川ひとみです。

まず1点目、ごみ処理施設周辺の環境負荷について質問いたします。一般廃棄物ごみ処理基本計画の中には環境負荷の低減が書かれてあり、周辺環境に十分配慮するとしています。1か所に集中することで環境に負荷がかかると考えられますが、見解を伺います。

1点目、国道46号線の通常の通行車両に加えて、新しいごみ焼却施設への搬入車両の増加が予測されます。車の排気ガスやタイヤの粉じんなどの量も増えることについて、まず見解を伺います。

2点目に、盛岡市クリーンセンターの有害排出物濃度が平成10年から25年までの15年間で1,000トンが排出との計算結果があります。これは令和6年度の2月組合議会でもお聞きしたものです。盛岡市クリーンセンターは3つの炉ですが、常時2つの炉を稼働し、1日270トンですが、新設の焼却施設は1日438トンと2倍に近いものです。通告のときに438トンでしたので、そのまま質問します。有害排出物も多くなるのではないのでしょうか、お伺いします。

2点目ですけれども、新ごみ焼却施設について質問いたします。近年、廃棄物関連施設の火災が起きています。分別の徹底が求められていますが、1施設に集約することで、大量に廃棄物が集まる大型焼却施設が火災や災害に遭ったとき、市民生活への影響が出るのではないのでしょうか。また、修理費や外部委託など費用負担が高くなることも考えられます。1施設に集約することのリスクと考えられますが、見解を伺います。

◎管理者（内舘茂君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 内舘管理者。

◎管理者（内舘茂君） 及川ひとみ議員の御質問にお答えを申し上げます。

初めに、火災や災害時における施設集約によるリスクについてであります、新ごみ焼却施設の整備に当たりましては、国の廃棄物処理施設整備計画における災害対策強化の方針を踏まえ、本組合の施設整備基本計画において、防災に優れた施設を目指すことを方針として位置づけ、新施設の整備運営を実施しようとしているものであります。

事業実施に当たりましては、要求水準書において、火災の防止に資する設備の導入などによる防火対策の強化を図るとともに、震度7の地震を想定した耐震設計とし、災害時等においても自立稼働ができる運転体制を要件とするなど、圏域

の既存の処理施設と比較し、より安定的なごみ処理体制の確保に努め、市民生活への影響が生じることのないよう、施設の停止につながるリスクを最小限に抑える内容の仕様としてまいります。

その他のお尋ねにつきましては、事務局長からお答えを申し上げます。

◎事務局長（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局長。

◎事務局長（森田晋君） 新ごみ焼却施設への搬入車両の増加に伴う環境影響についてであります。現在進められている環境影響評価において、令和6年9月から1年間の現地調査を実施しており、新施設周辺の国道46号において、道路沿道大気質調査として、窒素酸化物や浮遊粒子状物質の調査を進めているほか、今後、交通量調査も実施する予定としております。

これらの調査結果を踏まえまして、搬入車両による大気環境への影響や周辺の道路交通への影響について予測評価を行った上で、必要に応じて適切な対策を講じてまいります。

次に、新施設から排出される有害物質につきましては、現在策定を進めている施設整備基本計画の検討の中で、法令に定める排出基準や盛岡市クリーンセンターの排出基準よりも厳しい内容の公害防止基準値を設定することとしております。

また令和7年1月22日に開催しました第7回施設整備検討委員会において、施設周辺の環境保全に関し、より一層の配慮を行うことなどを目的として、新施設の施設規模を1日当たり438トンから378トンに見直す方針としたところであり、併せまして現在進めている環境影響評価において、整備予定地上空の風の向きや強さなどの調査を進めており、新施設から発生する排ガスの拡散についての予測評価を行った上で、必要に応じて適切な対策を講じるなど、周辺環境への影響の低減化が図られるよう事業を進めてまいります。

以上です。

◎18番（及川ひとみ君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 18番及川ひとみ議員。

◎18番（及川ひとみ君） 令和2年の県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会の資料によりますと、国道46号、前潟イオン前と上厨川前潟の交通量、通常の車両が2万5,032台、ごみ収集車を1日ですけれども、578台と見込んでいる資

料がありました。

それで、今環境影響調査ということで交通量も調べているかと思いますが、結局施設ができることによって、パッカー車、今まで通らなかったごみ収集車が増えるということになります。ですから、施設ができてからパッカー車が何台も入ってくるというのは、これは普通に皆さん想像できることかと思いますが、そうすることによって排気ガスや粉じんがプラスになるというふうに考えられると思いますが、それに対して何か策を講じていく、必要に応じて適切な対策を講じてまいりますという今答弁ありましたけれども、実際そういうことは可能なのでしょうか。増えていくというのがもう分かっている状況で対策というのは、私は考えにくいのではないかと思いますけれども、まずその点のところをお聞きしたいと思います。

◎施設課長（藤原司君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 藤原施設課長。

◎施設課長（藤原司君） お答えします。

ごみ焼却施設への搬入車両ということであります。増えるので、いずれ排ガスも議員おっしゃった部分については増えるということでもありますけれども、ではそれがどのくらい増えるのかということについては、環境影響評価の調査の中で、今の道路の現状が幾らなのかというのを調べます。その上で増える部分の量がどのくらいかというのを予測します。その増えた分で環境基準に対してどうなのかというのを評価します。なので、その予測の結果、影響がある場合にはどのように対応していくのかということ、環境影響評価の今行っている次の手続の準備書の中で検討していくということになりますので、いずれその中で検討していくということで考えているものであります。

◎18番（及川ひとみ君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 18番及川ひとみ議員。

◎18番（及川ひとみ君） どのくらいの量というのはまだ分かりませんが、いずれプラスになるというのが分かっている中で、その対策というのが本当にできるのかということをお聞きしているのです。例えば道路清掃車というのですか、そういうのを頻繁に走らせるとか、何か対策をしない限り、実際粉じんとかというのは取れないのではないかなというふうに思うのです。もし建物ができてしまっ

て、そして数値がこのくらい増えましたといったときに対策は打てないのではないのでしょうかということをお聞きしているところですが、いかがでしょうか。

◎施設課長（藤原司君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 藤原施設課長。

◎施設課長（藤原司君） すみませんでした。粉じんというところでの視点が私ではなくて、排ガスのほうについて増える部分ということなので、排ガスの基準については、いずれ濃度が基準になっていますので、それを超えるか超えないかということの部分でお答えしたところでありました。

確かに粉じんについては、増えるのか増えないのかというのは、どうかというのはちょっと分かりませんが、いずれその対応をするとすれば、道路管理者なりと相談しつつ、どうするかということについて今後検討していかなければならないのかなとは思いますが、すみません、そんなようなところであります。

◎18番（及川ひとみ君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 18番及川ひとみ議員。

◎18番（及川ひとみ君） 粉じんの視点がなかったということで、ちょっと驚きでしたがけれども、私は令和6年2月のときも、実際に今紫波、矢巾の、紫波町からごみを運ぶ車が4回から6回往復している。そして、タイヤも年4回とか交換しているのですというような話をして、その削れたものが1か所に集中するわけではないでしょうけれども、落とされているのだということを言ったつもりでした。ですから、そういったことが起きるといっても、1か所に集まってくるわけですから、環境の負荷の視点になるのではないかという意味での質問です。ぜひそういったところも考えていただきたいというふうに思います。

紫波町の集積所は504か所あるのですけれども、花巻市に近いところ、一番南側から盛岡インターの辺り、新ごみ焼却施設まで37.5キロ、50分かかる計算になります。今時点、盛岡・紫波地区環境施設組合清掃センターまでだと18.4キロ、26分ですので、倍になるのだなというのが、運ぶ距離が長くなるということで、運搬業者の方にちょっと話を聞いたら、往復の回数が今より増えるだろうと予測されていました。パッカー車も二、三台増やさなければ時間内に運び切れないのではないかなというようなこと。それから、往復の回数を減らすために6トンのパッ

カー車を購入している事業者も出てきていると聞きました。6トンのパッカー車がまた道路を走るということで、狭いところなどありますから、そんなときにちょっと不便になる部分があったり、長距離と重量、そういったことで排気ガスや粉じんがまた増えていくのではないかなというふうに事業者の方の話を聞きました。結構これは私は効率の悪い運搬、長距離を走って何回も往復するというのが環境に負荷をかけるのではないかなというふうに思っているところです。ですから、その辺も1か所に集中することでの通行量、それから排気ガス、粉じんというところは負担をかけるのではないかなというふうに思っております。地域住民の方々のそういった部分、健康を考えていただきたいというふうに思いますけれども、もう一度その点のところをお聞きしたいと思います。

◎事務局長（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局長。

◎事務局長（森田晋君） 交通のことであるとか、そういったようなことでの、これは先ほど課長から答弁申し上げましたように、その影響がどうなるかという部分は環境影響評価を進めておりますので、その中で考えられる影響は明らかにしていきたいということでありまして、その上でその影響が環境基準など、そういったものに照らして影響があるという評価がされるのかどうかというところが一つポイントになってくるのかなと思っております。先ほど紫波町からの運搬の距離がかなり長くなるというようなことでの、そういった話もいただきましたように、ごみ処理広域化、これは今のそれぞれの市町単位での処理から処理環境といたしますか、事業実施環境が大きく変わってくるというふうなことでありますので、そういった部分の影響も出てくるだろうと思っております。

いずれにいたしましても、持続可能な廃棄物処理体制というものをどのようにして8市町で確立していくかということが大きなテーマであると考えておりますので、それに伴って生じるであろう影響の部分については、それが住民にとって負担になるようなことであれば、それは可能な限り検討していく、そういう姿勢で臨んでまいりたい、そういうふうに考えています。

◎18番（及川ひとみ君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 18番及川ひとみ議員。

◎18番（及川ひとみ君） どういう結果が出るか分かりませんが、今まで

なかったものがプラスになるということは想像がつくのではないかなというふうに思います。

それから、施設規模が小さくなりましたけれども、今度の新しい施設は378トン、盛岡市クリーンセンターは3つの炉で405トンで、今常時2つの炉を稼働して1日270トンということになっていきますけれども、炉の大きさからいけばクリーンセンターよりも小さい規模になるかと思います、378トンということで。

そして、先ほど答弁では、クリーンセンターよりも厳しい基準でやっていくのだということでありましたけれども、クリーンセンターは国の基準よりも厳しい基準の中でやってきても、結果として排出物の関係では15年間で1,000トン、それが平成10年から25年の間ですので、今そこから10年たって、どのように数値が出てくるかというのを計算はしていないのですけれども、いずれごみをたくさんの量を燃やすことによって1か所の地域に影響、負荷がかかるということがクリーンセンターの数値を見ると想像がつくのではないかなというふうに思います。

土淵活動センターの環境評価方法書の説明会に行ったときも、やはりすごく農家の方が心配したりしていましたけれども、この地域は西風が多く吹くと聞きました。それで何十年とその地域に煙突から出る化合物だったり、ばいじんだったり、そういったことで、その先に環境への負荷がかかるというふうに思われますけれども、そのことについて、負荷がかかるということについての考えはどのようにお考えでしょうか。管理者からお聞きしたいと思います。

◎事務局長（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局長。

◎事務局長（森田晋君） まず、私のほうから、環境基準などに関する話をちょっとさせていただきたいと思います。

盛岡市クリーンセンターは実施規制値を設けておりまして、これは議員さっきお話しいただきましたように、法令の規制値よりも厳しいといえますか、低くなるような、そういう数値で調整しているものであります。新たなごみ焼却施設については、盛岡市クリーンセンターよりもさらに低い数値ということであります。具体的に言いますとダイオキシン類についてはクリーンセンターで0.1ナノグラムのを0.05ナノグラムですから、2分の1ということであります。

また、排出物質の中で一番量が多いと言われているのが窒素酸化物なわけであ

りますけれども、これも盛岡市クリーンセンターでは100 p p mとしているものを新焼却施設では50 p p mですけれども、そういったようなところでクリーンセンター整備当時と比べて、そういった環境に対する意識もかなり進んできているということもあろうかと思いますが、まずそういうことも含めまして、私どもとしてはより環境影響が低くなるような構造の施設整備を進めていく、これが必要なのだらうというふうに考えております。ただでさえ8市町のごみを1か所でというふうなことで、地域の皆さんが相当御心配されている部分もあろうかと思いますが、その部分についてはそういった自主規制値を厳しく設定することで、安全な運転管理に努めていくのだというふうなことをお示ししていく、これも必要なことだろろうと思っておりますし、文字どおり安定したというか、安全な運転管理に努めていきたいと、そのように考えているものであります。

◎18番（及川ひとみ君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 18番及川ひとみ議員。

◎18番（及川ひとみ君） その基準を守るような構造というようなお話だったのですけれども、それはバグフィルターとかそういった構造的なこと、バグフィルターの取替えとかということではなくて、そのものがもう基準を抑えるような構造になっているということなののでしょうか。ちょっとその構造というところでお聞きしたいと思います。

◎施設課長（藤原司君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 藤原施設課長。

◎施設課長（藤原司君） バグフィルターという話がありましたけれども、盛岡市のクリーンセンターができた時代のバグフィルターの性能から、最新のバグフィルターの性能というところでは、技術が進んでいるので、それを採用することで、外に出る排出量なり濃度を減らすことができるということで考えているところであります。

◎18番（及川ひとみ君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 18番及川ひとみ議員。

◎18番（及川ひとみ君） 技術が進んでいるという答弁だったのですけれども、いずれ目に見えないものですから、1か所に集中して焼却するということで、それがどのようになるかというのは、ちょっと不確定ではないかなというふう

います。

いずれ今までなかったものができることによつての環境負荷、そしてぜひ副管理者の方々にも考えてほしいのですけれども、自分のまちのごみを1か所に持つていけば、その地域で影響が出るかもしれない。その建物ができてからの結果が以前より悪いものになったとしても、もうできてしまえば手だてをすることができないという状況になるのではないかなというふうに思います。自分たちは、そういったものを抱えないので、その1か所のところに負担をかける、そのことについても考えていただきたいというふうに思っています。

それから、耐震の強化ということ、それから火災に強い施設ということがありましたけれども、何日か前に盛岡市市政調査会で減災とか防災の話を聞いたときに、災害というのは、いつ、どこで、何が起きるか予言できない、予測できないという話を聞きました。ですから、万全な対策を取ってもやっぱり何が起きるか分からないというふうに思っています。

近年、ごみに関わる施設で火災が起きる事例がありました。年末とかのニュースで見たのですけれども、災害や火災があったときに、1か所であれば、もうそこは稼働できなくなる。そういったときの対策というのも大変なリスクをしょうことになるのではないかと思います。それが住民の暮らしにも影響しますし、それを運ぶとなると、また遠くまで運ぶということが1か所のリスクではないかと考えますが、そういったときのことというのは考えられているのでしょうか。

◎事務局長（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局長。

◎事務局長（森田晋君） 火災などのリスク、大きく捉えて3点ということなわけでありまして、火災への対応部分については先ほど管理者が答弁で申し上げたとおりでありまして、そういった対策をしっかりと取っていくということに尽きるわけでありまして。

その上におきましてですけれども、こういった1施設に集約化することによるリスクがどうなのかということは、広域化を検討する初期の段階から8市町間で様々議論があったところでありまして。今議員がおっしゃっておりますように、施設を複数設置することによるリスクの分散化という考え方もあれば、将来のことを考えて1施設に集約化して強靱化していく、これが安全、安心を担保すること

になるのだという、そういう考え方もあると。そういった様々な考えがある中で、8市町が選択したのは1施設に集約化して強靱な施設を整備していこうということでありました。私どもはその上においてこういった事業を進めて、それを具体化するために日々準備に当たっているわけであります。その中でも、本日いただいております懸念の部分というのは、これは必ず出てくると思いますので、そういったところもしっかりと御意見としてお聞きしながら、実際の整備に反映させていくことができればなと、そのように考えております。

以上です。

◎18番（及川ひとみ君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 18番及川ひとみ議員。

◎18番（及川ひとみ君） リチウムイオン電池が最近はおもちゃとかいろんなものに使われていて、それが火災の原因になっているのではないかとということが何か所かでありました。ですから、徹底した分別というのが必要になるかと思えますけれども、いずれ1か所にする広域化が環境負荷や災害ということよりも、効率化、1か所のほうが安く仕上がるということに主眼が行っていて、その地域の方たちがどういう状況になるかというところが、ちょっと落ちているのではないかなというふうに考えています。

1か所に対しての地域の負担と、それから今災害が起きたときのリスク、その点について8市町の管理者と副管理者で協議をして、本当にこの1か所でいいのかというのを再度考えていただきたいというふうに思いますけれども、管理者からこの1か所に対してのリスクについてを、あと環境負荷について考えをお聞きして終わりたいと思います。

◎事務局長（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局長。

◎事務局長（森田晋君） 8市町で市町長間で様々な議論をしているわけです。こういった場だけで集まって話し合いをしているというふうなことではなくて、首長同士が集まって様々なごみ処理広域化のことについてもそうですし、そういった環境をどうやって牽引していけばいいのか、最も理想的な方法はどういうものなのだというふうなことを含めて様々な議論をしてきているところであります。

これまでと環境はかなり変わっていくわけでありますけれども、その中でも各

市町が一体となって圏域における最適な処理体制というものはどういうものかといったことを考えてきているものでありまして、それを今形にしようとして8市町で連携して取り組んでいるということでもありますので、この事業を今後も進めていく、それが必要なことだというふうに我々は認識しているところであります。

以上です。

◎管理者（内館茂君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 内館管理者。

◎管理者（内館茂君） 今までも副管理者の皆さんと徹底的に考えて話し合ってきたわけですが、改めて今日の皆さんの御意見、聞いたことも含めて副管理者の皆さんと一緒に考え、そして十分配慮してやっていきたいと、そういうふうに思っております。

◎議長（村田芳三君） 以上で及川ひとみ議員の質問を終わります。

日程第4、発議案第1号「盛岡広域環境組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

お諮りします。発議案第1号は、提案理由の説明、質疑、意見、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◎議長（村田芳三君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

これより採決に入ります。

発議案第1号「盛岡広域環境組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（村田芳三君） 起立全員であります。

よって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第1号「令和6年度盛岡広域環境組合一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

◎事務局長（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局長。

◎事務局長（森田晋君） ただいま上程されました議案第1号「令和6年度盛岡広域環境組合一般会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

議案第1号資料の1ページを御覧願います。1、歳入歳出予算（第1条関係）ですが、歳入歳出予算の総額2億6,638万5,000円から歳入歳出それぞれ1,801万2,000円を減額し、2億4,837万3,000円にしようとするものです。

（1）の歳入内訳ですが、第1款分担金及び負担金は、歳出予算の減額に伴い、市町負担金を1,200万4,000円減額し、第2款国庫支出金は、国の内示に合わせまして、循環型社会形成推進交付金を182万3,000円減額するものです。

第3款繰越金は、令和5年度盛岡広域環境組合一般会計予算決算剰余金の確定に合わせまして371万2,000円を増額し、第4款諸収入は、組合預金利子の受入れにより3,000円を増額するものであります。

第5款組合債は、対象事業である土壌汚染調査の事業費の減額に伴い、一般廃棄物処理事業債790万円を減額するものです。

資料2ページをお開き願います。（2）の歳出内訳ですが、第2款総務費は、広報紙の制作に係る契約差金及び構成市町から派遣されている職員に係る人件費負担金を決算見込みに基づき、573万7,000円を減額するものです。

第3款衛生費は、主に土壌汚染調査等事業費の決算見込みに基づき、1,204万8,000円を減額するものです。

第4款公債費は、地方債の償還に係る利子の確定見込みに基づき、22万7,000円を減額するものです。

次に、2、繰越明許費（第2条関係）ですが、年度内の執行が困難となっている2つの事業に係る予算を令和7年度に繰り越そうとするものです。

施設整備基本計画策定事業については、施設規模の見直しにより、年度内の計画策定の完了が困難であるため1,834万8,000円を、また廃棄物エネルギー利活用施設整備基本構想策定事業については、地域との協議の進捗状況により、年度内に構想を策定することが困難であるため2,250万6,000円をそれぞれ令和7年度に繰り越すものであります。

次に、議案12ページをお開き願います。構成市町負担金明細書ですが、市町負担金の減額分を、組合規約に基づく人口割及び均等割の区分により、構成8市町

ごとに割り当てた額をお示ししておりますので、後ほど御確認願います。

議案第1号の説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますよう申し上げます。

◎議長（村田芳三君） 当局からの提案理由の説明が終わりました。

これより審議を行います。

議案第1号に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

9番藤原治議員。

◎9番（藤原治君） 通告に従い、議案第1号について伺います。

1項目です。歳出、3款1項1目12節の委託料、土壤汚染調査業務委託料についてです。当初予算3,098万7,000円に対して補正額がマイナスの1,096万7,000円と35%以上の減になっております。説明内容としては、決算見込みとなっておりますが、目的業務は終わったものとは想定しますけれども、単に入札減だったのか、当初の設計内容の変更減で内容的に変わったものか、その辺の理由について伺います。

また、業務が完了していれば、調査内容の結果に問題はなかったのか伺います。

◎事務局長（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局長。

◎事務局長（森田晋君） 土壤汚染調査業務委託料についてであります。予算額3,098万7,000円に對しまして、令和6年7月の契約額が1,540万円でありましたが、当初見込んでいなかった調査のために設置しておりました地下水の観測井の撤去費用を加えるとともに、あと調査の進捗に合わせまして経費の再算定などもありまして、その結果、決算見込みを2,002万円として算定しているものであります。

その結果、当初の予算と比較いたしますと、約35%減額になっていると、そういったような経緯があるものであります。

また、調査の結果でありますけれども、令和5年度に実施した地歴調査では、ベンゼンと鉛及びその化合物が疑われるといったようなことであります。これらについて調査を行っているものであります。

また、併せて地下水の調査も実施しているところでありますが、これまでの調

査において、土壌については土壌汚染対策法に基づく基準値以下でありますし、また地下水につきましても環境基準値以下であることを確認しているものであります。

以上です。

◎議長（村田芳三君） 以上で藤原治議員の質問を終わります。

次に、18番及川ひとみ議員。

◎18番（及川ひとみ君） 繰越明許費の部分なのですが、議案書4ページの第2表、繰越明許費に施設整備基本計画策定事業1,834万8,000円と、廃棄物エネルギー利活用施設整備基本構想策定事業2,250万6,000円とあります。

施設整備基本計画なのですが、施設規模が何度か変更になりました。1,800万円ほどの予算を使うのですから、この予算を無駄にしないようにしなければならないと思いますけれども、もしかしてまた施設規模が変わることになると、今これが進めば、また無駄にならないのでしょうか。その点のところを1点お聞きしたいと思います。

それから、廃棄物エネルギー利活用施設整備基本計画なのですが、これが令和6年度の当初予算のときに建てることは決まっているが、どういうものか明確にはなっていない。焼却処理量からエネルギーが決まる。また、地元の懇談会で出された意見を盛り込んでいくというふうな答弁がありました。それで、この予算が執行されなかったということで、地域との協議が行われたようですけれども、そのほか何が行われたのか。あと、先ほど説明あったかもしれませんが、令和7年度の具体的な取組についてお聞きしたいと思います。

◎事務局長（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局長。

◎事務局長（森田晋君） まず、施設整備基本計画策定関係であります。令和7年1月22日の第7回委員会で、1日当たり378トン、これは説明申し上げておりでありますけれども、今後これが変わらないという保証はもちろんないわけでありまして。これは先ほど来お話しさせていただいているように、今後も施設規模については、なるべく少なくするように8市町間でいろいろ協議、検討を進めていくというふうなことであります。

その上で、本委託業務は、これは施設整備基本計画の策定に当たって必要とな

る施設整備に関する事例調査でありますとか、また民間事業者からの聞き取り調査、あとは計画処理量の推計のための調査、分析などを行っているものがあります。したがって、処理量が例えば少なくなったとしても、今回やっている事業というのは、これは無駄にならないというふうに考えているところであります。

また、廃棄物エネルギー利活用施設整備基本構想策定の関係であります、これは一般質問の中でも答弁申し上げましたように、廃棄物エネルギー利活用施設に供給することができる熱エネルギーの算定がなかなかできなかったというふうなことです、具体的な施設の整備内容に関しても地域と協議を進めることができなかったというところがあるわけであり、あります。

それで地域との協議につきましては、正式な形でこういった構想策定だけの協議というふうなことではありませんが、これまでも土淵地域活動推進協議会さんとは、このことも含め、またそれ以外のことについても様々意見交換などを交わしながらきておりますので、いずれ廃棄物エネルギーを利活用して地域振興に役立てていくという組合の姿勢は変わらないのだということは繰り返し御説明申し上げます。

令和7年度におきましては、地域の話合いを丁寧に進めていくと、その上で基本構想の策定、これを目指していきたいと、そのように考えているところであります。

以上です。

◎18番（及川ひとみ君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 18番及川ひとみ議員。

◎18番（及川ひとみ君） 施設整備基本計画のところですけども、変わることもあるかもしれないということもありましたが、これがまた変わるというふうなことがあるのであれば、もう少し吟味してもらいたいなというのがあります。

それから、パブリックコメントを3月に行って、6月の計画策定という先ほどの説明だったかと思えますけれども、そうなったときにこの議会の中では臨時議会とか開くのでしょうか。これについてお聞きしたいと思えます。

それから、廃棄物エネルギーのほうですけども、エネルギー利用施設エリアということで上厨川ふれあいパークという構想的なものが何かあったようなので

すけれども、土淵地区まちづくり懇談会が昨年5月に行われたようですけれども、ここが市街化調整区域になっているから、建物の制限があって、建物を建てられないというような説明があったようですけれども、それでここは本当に廃棄物エネルギーの利活用がやっていけるような形になっているのでしょうか。私は、こういう基本構想の策定事業はまだ予算をかけないでいたほうがいいのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

◎書記長（菊池与志和君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 菊池書記長。

◎書記長（菊池与志和君） パブリックコメント、3月の予定に対して、臨時議会を開くのかというふうな御質問かと思います。これについては、臨時議会という形は現時点では想定しておりません。

ただ、そうはいいいながら、先ほど申し上げたように、こういうような形での計画案ですというようなところは議員の皆様には情報提供すべきものなのだろうなというふうに考えております。

以上です。

◎事務局長（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局長。

◎事務局長（森田晋君） エネルギー利活用施設の整備とふれあいパーク構想関係についてであります。今議員からお話がありましたとおり、このエリアについては市街化調整区域になっているということですので、一般的にはそういった建設などを制限されている部分もあるわけでありましたが、公共が行う事業に関しては、これは制約は直接的には受けないということになりますので、これは進めていくことが可能であるというふうに認識しているところであります。

あと、ふれあいパークの関係については、そこをどのような利活用していくのがよろしいかというようなことについては、盛岡市と地域との間での話し合いを継続して行っていきたいというところであります。まだ利活用の方向性については決定されたわけではないわけでありすけれども、利活用の内容、また整備手法などについても併せて多角的な話し合いを展開させていただいているといったような状況であります。

以上です。

◎18番（及川ひとみ君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 18番及川ひとみ議員。

◎18番（及川ひとみ君） 施設整備基本計画の説明は、臨時議会などで説明はするという答弁でしたか。これは予算を伴う計画、予算が伴うというのは建物だったり、いろんなものの方向性が決まっていくものであるもので、やっぱり議会にきちんと説明するべきではないかなというふうに思います。

それから、廃棄物エネルギーのほうですけれども、27ヘクタールの土地なようですけれども、これに関しても議会のほうにはあまり詳しい説明もなく、幾ら土地を購入するのかとか、どのぐらいの規模のものに何を建てるのかというのが全く見えない中で、建てることだけを進めて基本構想の策定事業をするというのはちょっと早いのではないかなというふうに思います。

以上です。

◎議長（村田芳三君） 質問ですか。御意見ですか。

◎18番（及川ひとみ君） 質問で、答弁を求めます。

◎書記長（菊池与志和君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 菊池書記長。

◎書記長（菊池与志和君） 施設整備基本計画を議会での説明をすべきではないかというふうなところであります。本来的にはそういう形で説明をして、丁寧に行うというのがあるべきところなのかなとは思いますが、一方で、いざ臨時議会をとったときに、日程調整等もいろいろと困難なところがあるかなというふうなところがございますので、そちらは資料のほうをお送りしての情報提供という形で対応させていただきたいと考えているところでございます。

◎事務局長（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局長。

◎事務局長（森田晋君） 整備予定地周辺もというふうなことになるかと思いますが、まず27ヘクタールというのは、これは以前民間の土地区画整理事業が予定されたエリアが27ヘクタールあったということでありまして、私ども盛岡広域環境組合が焼却施設、併せてエネルギー利活用施設の整備を進めようとしているエリアの面積は、そのうちの7ヘクタールほどというようなことで今計画しているものです。

お尋ねのふれあいパークの部分は、ごみ処理施設等整備を予定している場所の西側に位置するところでありますので、組合が直接関わっているものではないということになります。したがいまして、先ほど答弁の中でも盛岡市においてというふうなことのお話しさせていただいたのは、そういう趣旨からになります。

以上です。

◎議長（村田芳三君） 以上で及川ひとみ議員の質問を終わります。

次に、5番庄子春治議員。

◎5番（庄子春治君） 私が事前に通告していた項目につきましては、前者の方が質問されましたので、省略をしたいと思います。

第1号については、土壌汚染委託料の減額補正について通告しておりましたが、先ほどの藤原議員さんの質問に対する答弁で了解をいたしました。

繰越明許についても、今及川ひとみ議員からの質問で大変私の質問の趣旨は解決したところではありますが、森田事務局長の御答弁で施設整備規模が変わらない保証はない、今後引き続き検討していくという先ほどの御答弁ですと、実際に令和8年の1月に発注仕様書等、その際にまでぎりぎり検討するような御答弁だったというふうに記憶してございますが、今回の施設整備基本計画策定はそれまでの間に、先ほど示された378トンという規模を変更する余地はあるのかないのか。引き続き検討の中で、さらに縮小という検討も、この繰越しの中でやられる可能性があるのかどうかと。そして、最終的には基本計画策定がいつ頃になるのか。6月云々ということですが、それまでの検討項目等について改めてお知らせいただきたいと思います。

◎事務局長（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局長。

◎事務局長（森田晋君） 施設整備基本計画策定事業費を繰り越して対応するというのは、パブリックコメントなども含めて、そして最後に計画として取りまとめていくための時間が必要だということで、繰越しをさせていただくというふうなことのお話になっているところであります。

したがいまして、まずは今回の計画の仕上げ部分というのは378トンということになるものであります。その上で、今後発注に向けて、まずは仕様書をつくっていく中では、それまでの間に減量が見込まれる部分は、予定処理能力の中に反

映させていくというようなことで進めてまいりたいと、そのように考えているところであります。

以上です。

◎議長（村田芳三君） 以上で庄子春治議員の質問を終わります。

次に、7番高橋悦郎議員。

◎7番（高橋悦郎君） 一般質問、そして議案審議の中で、私も通告した質問が議論されましたので、この繰越明許費については2点通告してありました。それで、一般質問でもあったのですが、1点目の今回378トンに変更したわけですが、これが最終案なのかという、もう一度確認をしたいと。

それから、先ほど及川議員にパブリックコメントのお話をしてもらったのですが、パブリックコメント後に事情が出てきて変更というのはあり得るのかということも、この部分ではちょっと確認したいと思います。

それから、今回60トン減らして378トンになったわけですが、そのうち40トンは震災ごみの処理だと。残りの20トンを今回8市町で燃えるごみを減らそうという変更なのですが、その20トンというのはどういう根拠で数字が出てきたのか、そこを確認したいと思います。

◎事務局長（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局長。

◎事務局長（森田晋君） お答えいたします。

今の施設整備基本計画のパブリックコメント、この3月に実施する予定としているわけですが、そこで様々な意見をいただくことになるのだろうと考えております。その意見の中に、私どもがこれまで検討、協議してきたものから漏れ、抜けがあって、例えばですけれども、そういったようなことで、そうした意見を取り入れれば、これは処理量が変わるなといったような事象が明らかである場合には、処理能力の変更というようなことも併せて検討するということはもちろんあるのだろうなと思っております。

ただ、我々これまでコンサルで、また8市町で緊密に連携しながら、将来処理量を決定したという中にありましては、この378という数字がこれから変わっていくということはまずはないのではないかなと、そう思っているところあります。

まずは私のほうから御答弁申し上げます。

◎施設課長（藤原司君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 藤原施設課長。

◎施設課長（藤原司君） 20トンの減量の部分の考え方についてですけれども、各市町から出る排出量、それらを各市町において最新の令和5年度の排出実績に基づきまして、改めて排出量を推計したというところでございます。加えて、令和5年度以降に新たに開始したごみの減量の施策の部分についても反映させて推計してきたというところであります。

主な施策の部分とすれば、盛岡市の都南地域、紫波町、矢巾町で令和5年度から始めた事業系古紙のごみ焼却施設への搬入規制、こういうことも反映させたところであります。その上で20トンの推計のほうに至ったというところであります。

以上です。

◎7番（高橋悦郎君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 7番高橋悦郎議員。

◎7番（高橋悦郎君） パブリックコメントの後も変更が出るかということで質問したわけですが、それで私非常に気になっているのは、今回、第7回ですけれども、検討委員会のほうで出た資料の6ページに、令和14年からごみの量がどのように変化していくかというのが書かれたグラフがあります。このグラフについて、この資料には、処理能力の余裕が大きくなり過ぎて、効率的なごみ処理が継続しにくくなる可能性がある、という文章となっているわけです。

それで、ここにはこれから建設費用を削減していく何かポイントがあったのではないかと私は思うのです。というのは、今どうしても令和14年をめどに施設を供用しなければいけないという大きな理由というのがあるのかどうか。これを2年、3年ずらすことによって、これは大体1年間で4トンから5トンずつ減っていくようになっています。それと先ほどの施設の建設単価も1トン1億円になるのではないかとのお話もありましたが、そうすると4トンだと4億円建設費がかかったとして、そういうのを考えると、ぜひここで何か一工夫できないのかと。令和14年の建設にこだわらないで、そういう発想はできないのかなという疑問を感じましたので、見解を伺いたいと思います。

それから、20トンのごみ減量なのですが、例えば先ほど盛岡・紫波地域の事業

者の古紙を減らすのだという話がありましたけれども、この辺は数字的な根拠と
いうのを示すことはできないのでしょうか。推計したということはよく答弁され
るのですけれども、その根拠がどうも見えないのです。そういう資料なりを提出
することはできるのでしょうか。

◎事務局長（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局長。

◎事務局長（森田晋君） 令和14年度予定している施設の稼働時期を後年度にず
らすということになれば、確かに処理能力は少なくなってくるのはあるでしょう
し、あとそれによって事業費も、もしかしたら低くなっていくのかなということ
はもちろん期待はされるわけではありますけれども、このごみ処理広域化ですけ
れども、平成27年度に基本構想を策定したときは令和11年度から広域化するとい
うようなことを予定していたものであります。

なぜそういうふうにしたかといいますと、8市町に既存の6施設、焼却施設が
あるわけですが、これらが更新期に入ってきているということで、このま
ま使い続けて稼働し続けていったらば、いつどうなってもおかしくないような状
況だという判断もあって令和11年度を目指したわけではありますけれども……失礼
しました、ということがあったのですけれども、整備予定地の選定に時間を要し
てしまったということもあったりして、令和14年度を目指すということにしてい
るものであります。時間がたてば、現在の施設の老朽化はますます進行していく
ということなども総合的に勘案しまして、やはり令和14年度の稼働、これだけは
何とか守っていききたいと、そういう思いで事業を進めておりますので、そこは御
理解いただきたいというところであります。

また、事業系古紙を資源化することに伴って焼却処理が少なくなっているとい
うことでありますけれども、令和14年度の年間ごみ処理量というふうなことで見
ていった場合には、例えば都南地域については年間で1,400トンであるとか、紫波
町さんは496トン、矢巾町が969トンなどの数字があるわけではありますけれども、
ちょっと今、それが日処理量にどう影響したのかというところまではすぐにはち
よっと算定できませんけれども、いずれそういったようなことを含めて8市町全
体での令和14年度における最新の試算による排出量というものを全部足し合わせ
ていったと、そういうことであります。

以上です。

◎ 7 番（高橋悦郎君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 7 番高橋悦郎議員。

◎ 7 番（高橋悦郎君） 今広域処理施設整備基本計画がつくられているわけですが、これ私ちょっと目を通してただけですが、細かい推計の数字というのはないのです。ですから、378トン、その根拠を細かい数字を出して説明が必要ではないかと思うのです。ですから、ぜひそれが分かるような資料の提出をお願いしたいと思います。

◎事務局長（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局長。

◎事務局長（森田晋君） 結構厚い資料、計画なわけでありましてけれども、例えば120ページ以降にそういった推計した結果が掲載されているところであります。ただ、申し上げましたように、かなりの情報量ですから、その部分がもしかしたら何か伝わりにくい部分もあるのかなというところは、今改めて感じたところであります。その部分を分かりやすく数字に表していくということも必要だろうと思いますので、その部分はちょっと事務局の中で検討させていただければと思います。

以上であります。

◎議長（村田芳三君） 以上で高橋悦郎議員の質問を終わります。

これをもって質疑を終わります。

意見はありませんか。

◎ 5 番（庄子春治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 5 番庄子春治議員。

◎ 5 番（庄子春治君） 議案第 1 号「令和 6 年度盛岡広域環境組合一般会計補正予算（第 1 号）」について、以下の理由から反対いたします。

私はこれまでも当組合の施設整備計画については、一度立ち止まって根本から検討し見直すべきであると主張してまいりました。また、これまでの議会の議論でも施設規模の見直しについて様々な面からの指摘もありました。今回施設整備計画の策定が令和 6 年度内に終わらないことから、その費用について令和 7 年度に繰り越すこととし、そして令和 7 年度に基本計画を策定するという補正予算が

提案され、7年度には基本計画策定、その計画に基づいて施設整備運営事業者の選定のための検討を始めるための予算案、その事業者選定委員会の設置の条例も併せて提案をされております。これらについて、以下の理由から反対をいたします。

今回の施設整備基本計画策定の先送りの理由は、1日438トンの施設規模について378トンへと縮小、見直しを行うこととしたためということであります。この見直しの理由は、①、周辺地域への環境負荷への配慮、②、カーボンニュートラルへの貢献という視点、③、財政という3つの要素から規模を縮小したということであります。このこと自体は、これまでの議会での各議員からの指摘や、あるいは市民団体等から寄せられた御意見を一定反映したものだと思います。しかし、今日の2050カーボンニュートラルへの貢献ということでは、各市町の財政状況を鑑みれば、今回の規模見直しは不十分だと言わなければなりません。438トンから378トンへの60トンの縮小のうち、正味のごみ処理量の減少は20トンであり、それは令和5年度の実績を基に推計し直した結果減ったということで、それにすぎません。これまでも指摘してきたように、推計ではなく、徹底した分別資源化による減量目標を定めて取り組むべきであります。

財政規模についても、施設整備費用の高騰は、広域化基本構想策定時を大幅に超えています。当時1トン当たり単価5,000万円での構想が、令和3年度の見直しで7,500万円に1.5倍になる。最近の事例では9,000万円を超え、今日の資材高騰を考慮すれば1億円も覚悟しなければならない状況であって、それは当初の2倍の額であります。令和5年度から28年度までのトータルコストも、これまで874億6,600万円としていたものが、令和3年度の見直しで1,110億3,200万円を見直しされております。さらにこれが膨れ上がる状況ではないでしょうか。

8市町の状況はさておき、盛岡市の財政状況は大変厳しい。令和7年度の予算編成に当たっては、マイナス8%のシーリングをかけるという状況であります。この財政問題は、事業費規模が基本構想時から単に増えているということで済まされるものではなく、根本からの見直しが求められるものであります。関係8市町のこれまでのごみの総排出量、リサイクル率は、全国の自治体の取組から大きく遅れており、大幅に改善できる余地を持っています。構成自治体が可能な限りのごみ減量と資源化に取り組んだ上で、ごみ焼却炉の規模を決めるべきです。こ

れまでの延長線上ではなく、根本からの見直しを行うべきであります。したがって、こうした点から見れば、今度の補正予算で単に繰越しをして令和7年度の早期に基本計画を策定するということは見直すべきであります。

なお、先ほど議論ありましたように、パブリックコメントを行った上で決定するという段階においては、議決事項ではないにしても、議員に対して説明をし、全員協議会を開催するなどして説明し、議論をすべきであります。

以上、議案第1号に対する反対意見といたします。

◎議長（村田芳三君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第1号「令和6年度盛岡広域環境組合一般会計補正予算（第1号）」を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（村田芳三君） 起立多数であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第2号「令和7年度盛岡広域環境組合一般会計予算」を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

◎事務局長（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局長。

◎事務局長（森田晋君） ただいま上程されました議案第2号「令和7年度盛岡広域環境組合一般会計予算」について御説明申し上げます。

議案第2号資料の1ページを御覧願います。1、歳入歳出予算（第1条関係）ですが、歳入歳出予算の総額を2億8,435万9,000円と定めようとするものです。

（1）の歳入内訳ですが、第1款分担金及び負担金については、市町負担金2億150万6,000円を、第2款国庫支出金については、循環型社会形成推進交付金3,891万5,000円を、第3款繰越金については、前年度繰越金として1,000円を、第4款諸収入については、複写機利用料収入等3万7,000円を、第5款組合債については、一般廃棄物処理事業債4,390万円を計上しております。

次に、（2）の歳出内訳ですが、第1款議会費については、定例会2回及び臨

時会 1 回の開催に係る経費として112万3,000円を、第 2 款総務費については、構成市町からの派遣職員10人分の人件費負担金9,050万7,000円など、組合事務局の管理運営に要する費用として 1 億196万1,000円を計上しております。

第 3 款衛生費については、施設整備に係る業務委託等の経費として 1 億7,964万3,000円を計上しております。

資料 2 ページをお開き願います。2 の施設整備に係る主な事業であります、主な業務の予算額といたしまして、(1) の環境影響評価業務につきましては 9,300万円を計上しており、令和 6 年度に引き続き現地調査を行うとともに、環境影響評価準備書の作成を行います。

(2) のごみ処理施設整備及び運営事業に係る事業者選定アドバイザリー業務については2,939万4,000円を計上しており、新たな処理施設の整備・運営事業者の選定などを行います。

(3) の整備予定地補償物件調査業務については3,956万3,000円を計上しており、建物、立木等の物件補償に関する調査を行います。

(4) の収集運搬中継施設整備基本構想策定業務については1,227万6,000円を計上しており、収集運搬中継施設に係る基本構想の策定を行います。

資料 1 ページにお戻り願います。歳出内訳の第 4 款公債費については、地方債の償還に係る利子及び一時借入金の償還に係る利子として63万2,000円を計上しております。

第 5 款予備費については、令和 6 年度と同額の100万円を計上しております。

次に、議案 4 ページをお開き願います。第 2 表、地方債ですが、補償物件調査業務等の財源として借り入れる一般廃棄物処理事業債の限度額を4,390万円と定めるものであります。

次に、議案15ページをお開き願います。構成市町負担金明細書ですが、市町負担金を組合規約に基づく人口割及び均等割の区分により、構成 8 市町ごとに割り当てた額をお示ししておりますので、後ほど御確認をお願いします。

議案第 2 号の説明は以上となります。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（村田芳三君） 当局からの提案理由の説明が終わりました。

これより審議を行います。

議案第2号に関する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

9番藤原治議員。

◎9番（藤原治君） 資料の11ページ、歳出、3款1項1目12節委託料のごみ処理施設整備及び運営事業に係る事業者選定アドバイザー業務委託料について伺います。

6年度は同じ名称の委託料で予算額が489万9,000円でした。今回はその6倍、約3,000万円の委託料となっております。かなりの高額だと思います。この委託料の中身として、ごみ処理施設の選定に関し、焼却灰の処理や最終処分場と一体的な検討など詳細なものが含まれる委託なのかどうか、内容について伺います。

◎事務局長（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局長。

◎事務局長（森田晋君） お答えいたします。

ごみ処理施設整備及び運営事業に係る事業者選定アドバイザー業務委託につきまして、令和6年度は事業者の募集・選定方法や募集スケジュールなど、検討の準備段階の事務を進めており、令和7年度は実施方針や要求水準書などの事業者の募集に係る図書の作成や、プラントメーカーへの意見照会など事業者の募集等に関する具体的な内容について、新たに設置することとしております新ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会などを通じまして、有識者の知見を得ながら検討を進める予定としており、このことにより令和6年度に比較して業務量が増加するものであり、事業費も増加するといったような内容となっております。

なお、施設の運営事業には、新施設から生じる焼却灰など副生成物の処理も含むことから、事業者選定委員会においては、それらの処理費用なども含めて審議検討を行うものであります。

最終処分場や最終処分体制については、現在県央ブロックごみ処理体制検討協議会において、8市町間で検討を行っており、その結果も踏まえまして、事業者や処理方式の選定を進めてまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

◎9番（藤原治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 9番藤原治議員。

◎9番（藤原治君）　まず1点目、8市町の協議会のほうの役割でしたので、そ
っちのほうで最終処分場は協議されることだと思います。期待しておりますが、
その内容も含めてこの委託料の中で検討するという認識でいいのか。そこを再度
確認いたします。

それから、去年の業者からの発注関係がホームページに載っておりましたけれ
ども、内容が開けない状況で、議員が把握できない状況だったと思います。発注
もどういう発注をしたのかどうか、マル秘ではないと思うので、ホームページ上
で契約関係がどうだったのかというところまでは見られてもいいのではないかと
私は思うのですけれども、今回のアドバイザリー業務委託料も、何かしらの形で
オープンに内容をホームページで公開するという検討は、7年度においてはでき
るのでしょうか。その2点について伺います。

◎施設課長（藤原司君）　議長。

◎議長（村田芳三君）　藤原施設課長。

◎施設課長（藤原司君）　お答えします。

検討協議会の部分の結果について、事業者選定のほうに反映になるのかという
ふうな御質問だと思いましたがけれども、事業者選定委員会、事業者選定アドバイ
ザリー業務委託の委員会で灰の処理に関する評価についてはどのような審査にな
るのか、項目になるのかの部分については委員会で決めていくものになりますの
で、その段階で検討するということになってまいります。

そして、ホームページの件ですけれども、7年度にホームページで契約状況等
を見られるようになるのかについては、現在事務局でも検討している内容だとい
うことになりますので、なるべく公開するのが必要なかなと思っていますので、
そのように考えていきたいと思っております。

以上です。

◎9番（藤原治君）　議長。

◎議長（村田芳三君）　9番藤原治議員。

◎9番（藤原治君）　検討委員会のほうで残渣の部分のやつは検討するのはその
とおりだと思う。私が聞いたのは、それだと最終処分場のいろんなデータとか、
価格とか、調査する内容がそこに諮られると思うのですが、このアドバイザリー
業務委託料の中でその業務を行うのでしょうかという、項目として、要は8市町

の検討協議会でやった内容が詳細の資料をつくるために、検討委員会につなげる資料として委託の中に入っていくのかどうかということを聞いたのですけれども、それについてお答え願います。

◎議長（村田芳三君） 暫時休憩します。

午後 4 時15分休憩

~~~~~  
午後 4 時18分再開

◎議長（村田芳三君） 再開します。

◎施設課長（藤原司君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 藤原施設課長。

◎施設課長（藤原司君） すみません。大変失礼しました。検討協議会で検討している中身については、処分の体制なり、その中で灰を資源化するのか、はたまた処分場に行くのかというところは、協議会の中で検討している体制、検討体制の中で検討していくものということでもあります。その結果を踏まえて、事業者選定委員会のほうで落札者の選定基準を検討していくというふうにつながっていくというものであります。なので、この中身については、事業者選定アドバイザリーの業務委託の中には、委託料としては入っていないというところであります。

以上です。

◎参事兼総務課長（菊池与志和君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 菊池参事兼総務課長。

◎参事兼総務課長（菊池与志和君） あとは、発注の結果について、ホームページでお知らせというふうなことでありますけれども、そこにつきましては基本的にはお知らせしていくのが考え方としては、そういう形かなと。ただ一方で、市町ごとに、例えばフルオープンで出すようなところもあれば、金額幾ら以上という形で出すようなところもあるので、どういう形でやったらいいのかをちょっと整理した上で見られるようにしていくべきものでございます。よろしく願います。

◎議長（村田芳三君） 以上で藤原治議員の質問を終わります。

次に、18番及川ひとみ議員。

◎18番（及川ひとみ君） 予算書 7 ページ、2 款 1 目衛生費国庫補助金、1 節の

循環型社会形成推進交付金の関係です。今年度は3,891万5,000円ということで、前年度より減額になってはいますが、国庫補助金についてこの増減というのは、算定とかいろいろな条件何かあるのでしょうか、その点を1点お聞きしたいと思います。

それから、予算書10ページの2款総務費、12節委託料、ごみ処理広域化事業技術支援業務委託料、これは令和6年度にはなかった項目なのですが、この内容についてお聞きしたいと思います。

◎事務局長（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局長。

◎事務局長（森田晋君） 循環型社会形成推進交付金ですが、当該年度の対象事業に対して、これは交付されることが基本となるわけでありまして。そして、本来は交付率を乗じて算定される額があるわけですが、その額よりも実際の交付額が多くなってしまいうような、そういうケースもあります。その場合には、その差額分については翌年度の交付金から減額調整される、つまり前年度多く交付された分は翌年度その分が減額調整されるという、そのような制度運用になっているものであります。

令和6年度におきましては、597万5,000円が本来の算定額よりも多く交付される見込みとなっているものであり、その額は令和7年度の本来は4,489万円として算定される交付金から減額調整されることになります。したがって、こうした調整を経た上で3,891万5,000円が令和7年度の歳入予算に計上される交付金になると、そういったような内容となっております。

また、技術支援業務委託の内容についてですが、施設整備に係る要求水準書やメーカーから提出される見積り設計図書などの精査に関する技術的な助言指導、また住民説明会や懇談会などで使用することとなる資料の調製、また説明内容についての助言指導など、ごみ処理広域化施設整備の推進に関して包括的な支援を受けようとする内容であります。

以上です。

◎18番（及川ひとみ君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 18番及川ひとみ議員。

◎18番（及川ひとみ君） 今のごみ処理広域化事業技術支援業務委託料ですけれ

ども、これは公募か何かかけるのでしょうか。この委託先の選定についてお聞きしたいと思います。

◎参事兼総務課長（菊池与志和君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 菊池参事兼総務課長。

◎参事兼総務課長（菊池与志和君） この事業者の選定でありますけれども、想定している事業者がございまして、そこで随契で選定をしようというふうに考えております。

◎議長（村田芳三君） 以上で及川ひとみ議員の質問を終わります。

次に、5番庄子春治議員。

◎5番（庄子春治君） 私からは、令和7年度一般会計予算について、第3款衛生費、環境影響評価業務委託料9,300万円ということでございます。先ほどの議論の中でも一定説明はありましたけれども、改めてこれまでの進捗と7年度の事業内容、最終的な評価書、いつになるのか、この点についてお願いしたいと。

そして、今回施設規模の見直しは、この環境影響評価にどのような影響を与えるかお願いしたいと思います。

それから、同第3款に事業者選定アドバイザリー業務委託料が2,939万円、先ほどの藤原議員さんの質問でも御答弁ありましたけれども、改めて委託の項目といえますか、具体的に何々をどうするのか。先ほど令和6年度は募集の準備のためだったと。今回は、いよいよ募集に係るための様々な業務委託になるから額が増えたと、こういう御説明でしたけれども、具体的に何々をどう委託するのかということについて伺いたいし、実は今及川議員が質問されました広域化のための技術支援業務委託というのが別枠で組まれていますけれども、これは一体のものではないのかなという疑問でございます。

それから、随意契約だということでございますけれども、今想定している随意契約の相手はどこですか。

以上、まずお願いします。

◎事務局長（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局長。

◎事務局長（森田晋君） お答えいたします。

ごみ処理施設整備及び運営事業に係る事業者選定アドバイザリー業務でありま

すけれども、この業務は新ごみ焼却施設の整備、運営事業者の選定等に係ります支援に関する業務であります。そして、これは事業者の募集・選定方法の検討、実施方針の作成及び公表、また事業者の募集に関する図書の作成、そして公表、事業者の募集や契約事務、また事業者選定委員会の運営など、これを主な役割とすることを想定しているものであります。

また、ちょっと説明が前後してしまいましたけれども、環境影響評価業務委託の関係であります。これまでの進捗と令和7年度の事業内容などについてでありますけれども、この環境影響評価手続、これは令和5年度から着手して、初年度は環境影響評価報告書の報告、縦覧、住民説明会などを開催し、住民意見の募集などを行ってきたということであり、また令和6年度は住民意見、自治体意見、報告書の内容について県の技術審査会で審議をいただき、また令和6年7月には知事からの意見書、これを受領しました。それをもって報告書の手続を完了いたしまして、令和6年9月からは現地調査、1年間の予定で現地調査を行うというものであります。この現地調査によって、四季ごとの動植物や大気質などの調査を実施したというものであります。

令和7年度においては、8月末まで現地調査を継続いたしますが、施設整備基本計画における施設の仕様等に基づきまして、周辺環境への影響についての予測、評価を行い、そして準備書の作成を進めると。その上で、公告縦覧、住民説明会の手続を行う予定としておるものであります。

なお、この評価書につきましては、令和8年度にまた再度県の技術審査会での審議を経て作成を進めまして、令和9年3月末に公告する予定としているということであります。

また、この環境影響評価に今般の処理能力の下方修正がどう影響するのかということではありますが、これは事業規模の縮小に該当してくるというふうなことでありますので、手続的には県の条例の規定によりまして、改めての評価手続などは不要になるということではあります。

なお、今回の施設規模の見直しによりまして、1日当たりの処理量は減少するものでありますけれども、今後は見直し後の施設規模に基づく周辺への環境影響について評価を進めていくと、そういうことを予定しているものであります。

あともう一点ですけれども、もう一点は総務課長のほうからお答え申し上げま

す。

◎参事兼総務課長（菊池与志和君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 菊池参事兼総務課長。

◎参事兼総務課長（菊池与志和君） 随契の相手方ということでございます。現時点で想定しておりますのは、公益社団法人全国都市清掃会議、これは廃棄物処理事業を実施している市町村が共同して事務の効率的な運営、技術の改善のために必要な調査研究を行うような団体でございまして、そういったところをお願いをしようということを考えているものでございます。

◎5番（庄子春治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 5番庄子春治議員。

◎5番（庄子春治君） 議案質疑として通告している段階で分からなかった部分が今日の説明でありましたので、それに関してちょっと伺いたいと。

総務費の中の議会費です。先ほどの事務局長の説明ですと、定例会と臨時会という説明がありました。臨時会について、どういう議題でいつ頃開催ということが想定されているのか伺います。

◎書記長（菊池与志和君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 菊池書記長。

◎書記長（菊池与志和君） 臨時会については、具体的にどの時期とか、そういった部分は現時点ではちょっと確定してはいないのですけれども、ただ何か開催したいというときに予算がなくて開催できないということはよろしくないもので、それは1回分ということで計上させていただいているものでございますけれども。

◎5番（庄子春治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 5番庄子春治議員。

◎5番（庄子春治君） 何か重要案件が出た場合に会議を開くというためのあらかじめの予算ということでの御説明でしたけれども、先ほど基本計画策定に当たって、パブコメ終わった後、議会での説明が必要だというお話がありました。私は、これも重要な案件であると。もちろんこの議題が議決案件かどうかという問題はありますが、やっぱりそういう点では、重要な案件についてはきちっと住民の代表、各市町の議会の代表の議会にきちんと説明して意見を伺うべきだというふうに思いますが、ここでも改めてその件について御見解を伺っておきたいとい

うふうに思います。

◎書記長（菊池与志和君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 菊池書記長。

◎書記長（菊池与志和君） まず、先ほど重要な案件、臨時に生じた場合ということで申し上げました。例えば何か契約なりで議会の議決を要するような、例えば土地の購入だったり、大きい金額の事業者との契約だったり、それを議会で承認いただくということをまず想定しているものであります。

あとは、今議員からの御意見として、パブコメのものについても説明をというふうなことでありまして、その趣旨はそういうふうな御説明をするのが最も望ましいところとは考えているのですが、このパブコメの部分については、その中で開催できるかどうか、ちょっと直ちに何とも申し上げられないのです。一応今時点の想定としては、情報提供をさせていただきたいと。臨時会の開催というところまではできないかなというのが現時点の所感であります。

◎議長（村田芳三君） 以上で庄子春治議員の質問を終わります。

次に、7番高橋悦郎議員。

◎7番（高橋悦郎君） 7番高橋です。衛生費、委託料についてであります。1つは、収集運搬中継施設がこの後整備されるということなのですが、ここの事務区分がどうなっていくのか、これを確認したいと思います。

それから2点目に、ちょっと細かい確認なのですが、中間処理施設から発生する燃えるごみを、この一般廃棄物処理基本計画を見ますと、市町で運搬しなさいというふうに私はちょっと見たのですが、これは本組合が運搬するものではないかと思いますので、それを確認したいと思います。

◎事務局長（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局長。

◎事務局長（森田晋君） 収集運搬中継施設等の整備スケジュールと事務区分でありますけれども、事務区分については組合同規約によって組合が共同処理する事務として、一般廃棄物の中継運搬に関することを掲げておりますことから、当組合が所掌する事務となるものであります。

また、その整備スケジュールでありますけれども、構成市町間で締結している協定において、施設の稼働年度については令和16年度を目指すというふうにして

おりますので、これに向けて組合において整備事業を進めていくということになります。具体的な整備スケジュールについては、令和7年度に基本構想を策定した上で定めてまいりたいと、そのように考えております。

また、リサイクル施設から発生する可燃物の運搬、これは構成市町なのかどうかということではありますが、構成市町間で締結している先ほど申し上げた協定の中では、ごみの中継運搬に関しまして、組合において収集運搬中継施設を設置し、そこから新ごみ焼却施設までの中継運搬、これを組合が行うというふうにしているものであります。したがって、収集運搬中継施設を利用することとなる市町におきましては、不燃ごみ処理施設でありますとか、リサイクル施設から発生する可燃性の残渣、これを中継施設まで運搬するのは、これは各市町において行っていていただくというようなことになります。繰り返すにはなるのですが、中継施設から新たなごみ焼却施設までの運搬は、この部分は組合として行くと、そういったような事務区分をこれまで話し合ってきたということになります。

以上です。

◎7番（高橋悦郎君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 7番高橋悦郎議員。

◎7番（高橋悦郎君） 分かりました。

中継施設なのですけれども、もう一度確認しますが、維持管理についても組合と、運用も組合と、こういうことでよろしいですか。

◎事務局長（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局長。

◎事務局長（森田晋君） 今議員からお話がありましたように、整備、維持管理については、これは組合ということになります。

◎議長（村田芳三君） 以上で高橋悦郎議員の質問を終わります。

これをもって質疑を終わります。

意見はありませんか。

◎5番（庄子春治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 5番庄子春治議員。

◎5番（庄子春治君） 議案第2号「令和7年度盛岡広域環境組合一般会計予算」について反対の意見を述べます。

現在進めている施設整備基本計画策定については、根本からの見直しを行うべきであるということを述べて、第1号補正に反対をいたしました。同様の理由から、令和7年度予算につきましても根本から見直しをした上で進めるべきであるという立場から、本予算案には反対をいたします。

◎議長（村田芳三君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第2号「令和7年度盛岡広域環境組合一般会計予算」を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（村田芳三君） 賛成多数であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第3号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

◎事務局長（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局長。

◎事務局長（森田晋君） ただいま上程されました議案第3号について御説明申し上げます。

議案第3号資料を御覧願います。1、制定の趣旨についてであります。刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する条例の規定の整備をしようとするものであります。

2、条例の内容につきましては、盛岡広域環境組合情報公開・個人情報保護審査会条例及び盛岡広域環境組合行政不服審査条例の規定中、「懲役」を「拘禁刑」に改めるものであります。各条例の改正内容は、議案第3号の本文に記載のとおりでありますので、後ほど確認をお願いします。

議案第3号の説明は以上となります。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（村田芳三君） これより議案審議を行います。

議案第3号について質疑の通告はありませんでしたので、質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◎議長（村田芳三君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第3号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（村田芳三君） 起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

あらかじめ申し上げます。会議時間は、会議規則第9条第1項で午後5時までと定められておりますが、会議が午後5時を過ぎる場合は、同条第2項の規定により、会議時間を延長します。

日程第8、議案第4号「盛岡広域環境組合新ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会条例について」を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

◎事務局長（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局長。

◎事務局長（森田晋君） ただいま上程されました議案第4号について御説明申し上げます。

議案第4号資料を御覧願います。1の制定の趣旨についてであります。新たなごみ処理施設の整備及び運営を行う事業者の選定に関する重要事項を調査審議させるため、管理者の附属機関として、盛岡広域環境組合新ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会を設置しようとするものであります。

2の条例の内容ですが、（1）、委員会の所掌事務については、新たな施設の整備及び運営を行う事業者の選定方法、選定基準、事業者提案の審査などに関する調査審議とし、（2）、委員会の組織については5人以内の知識経験を有する者とし、（3）、会議については、会議は公開としますが、委員会の決定により、その全部または一部を非公開とすることができることなどを定めるものであります。

議案第4号の説明は以上となります。よろしく御審議の上、御賛同賜りますよ

うお願い申し上げます。

◎議長（村田芳三君） これより議案審議を行います。

議案第4号に関する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

5番庄子春治議員。

◎5番（庄子春治君） 本条例案においては、委員5人を管理者が知識経験を有する者から選定するということになっておりますが、どのような知識経験をお持ちの方を、具体的にどのような方をお願いをされるのかについて伺います。

また、予算では報酬19万2,000円、費用弁償57万6,000円が計上されています。その根拠等について伺いたいと思います。

◎事務局長（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局長。

◎事務局長（森田晋君） お答えいたします。

新ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会条例であります。委員につきましては他の公共団体の事例を見ますと、廃棄物分野、法律分野、会計分野などの知識経験を有する大学教授や士業の方から構成されているようであります。

委員候補については、これらの事例を参考にしながら、今後具体化してまいりますが、やはり廃棄物分野、これがメインになってくるものと、そのように考えているものであります。

次に、委員会の委員に係る予算の根拠であります。まず令和7年度は委員会を4回開催し、委員を5人として、必要な予算を積算しているものであります。

まず、報酬につきましては、これは盛岡市の基準に基づきまして、1人1回当たりの報酬の額を9,600円として積算いたしております。その中で、費用弁償につきましては、委員については県内の方2名、首都圏の方2名、そして首都圏よりも西に在住で宿泊が必要となる方1名を想定しております。これに基づいて費用弁償のほうを積算していると、そういったことであります。

以上です。

◎5番（庄子春治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 5番庄子春治議員。

◎5番（庄子春治君） すみません。説明あったかもしれませんが、この選定委

員会はいつまで設置されて、令和7年度中に完結するのかしないのかについてお聞きします。

◎施設課長（藤原司君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 藤原施設課長。

◎施設課長（藤原司君） 委員会ですけれども、令和7年7月にまず設置するところでありまして、ここから7年度は入札とか資料の作成等の検討、審議を行っていただきます。その上で、入札公告後の事業者の募集から落札者の選定、そして決定、契約の部分までは委員会……失礼しました。委員会は落札候補者の決定の部分までというふうに考えておりますので、令和8年の11月頃までということスケジュールを考えているところであります。令和8年の11月までなので、足かけ2年といいましょうか、そこら辺で考えているところであります。

以上です。

◎議長（村田芳三君） 以上で庄子春治議員の質問を終わります。

これをもって質疑を終わります。

意見はありませんか。

◎5番（庄子春治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 5番庄子春治議員。

◎5番（庄子春治君） 議案第1号、第2号で意見を申し上げたとおり、この施設整備については根本から見直すべき課題が残っております。したがって、事業者選定委員会の設置も時期尚早であることから、この議案には反対いたします。

◎議長（村田芳三君） これをもって意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第4号「盛岡広域環境組合新ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（村田芳三君） 賛成多数であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

予定は全て終了いたしました。

その他意見はありませんか。

◎3番（豊村徹也君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 3番豊村徹也議員。

◎3番（豊村徹也君） 長時間の議会で、この会場についてなのですが、このパイプ椅子に長時間座っていると、ちょっと大変でして、ぜひ次回以降は場所を変更してほしいと。盛岡市議会の委員会室あたりが一番いいのではないかというふうに思いますが、議長において御検討をお願いしたいと思います。

以上です。

◎議長（村田芳三君） 関係各位と十分な協議をした上で検討させていただきます。あるいはこの場所で、もっとすてきな椅子にできるか、それも含めて検討させていただきます。御意見ありがとうございました。

以上をもって日程は全部終了しました。

これをもって今期定例会を閉会します。

午後4時51分 閉 会

署 名

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

盛岡広域環境組合議会議長

村 田 芳 三

盛岡広域環境組合議会議員

堂 前 義 信

盛岡広域環境組合議会議員

山 崎 留美子